

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会 道德ワーキンググループの配付資料を掲載しました

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/117/mext_00001.html

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

審議会情報

>

中央教育審議会

>

初等中等教育分科会

>

教育課程部会 道德ワーキンググループ

> 教育課程部会 道德ワーキンググループ（第5回）配付資料

教育課程部会 道德ワーキンググループ（第5回）配付資料

1. 日時

令和8年5月19日（火曜日）9時30分～11時30分

2. 場所

WEB会議と対面による会議を組み合わせた方式

3. 配付資料

【議事次第】教育課程部会道德ワーキンググループ（第5回）(PDF:95KB)

【進行資料】道德ワーキンググループ（第5回）の流れ（イメージ）(PDF:325KB)

【資料】道德教育の充実に向けた方策等について (PDF:7.1MB)

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
道徳ワーキンググループ（第5回）
議事次第

1. 日時：令和8年5月19日（火）9：30～11：30
2. 場所：文部科学省東館5F6会議室
※ウェブ会議と対面による会議を組み合わせた方式
3. 議題：
 - （1）道徳教育の充実に向けた方策等について
 - ・事務局説明
 - ・意見交換
 - （2）その他
4. 配付資料：

進行資料	道徳ワーキンググループ（第5回）の流れ（イメージ）
資料	道徳教育の充実に向けた方策等について

1 開会

9:30～9:32

留意事項等

2 議題 道徳教育の充実に向けた方策等について

9:32～10:00

事務局より説明

10:00～11:25

委員お一人ずつよりコメント

3 閉会

11:25～11:30

次回以降についての連絡等

道徳教育の充実に向けた方策等について

<本日まで議論頂きたい事項>

1. 総則記載事項及び高校の道德教育の改善等について
2. 教科用図書及び教材の在り方について
3. 情報モラルと現代的な課題への対応の考え方について



1. 総則記載事項及び高校の道德教育の改善等について



議論の前提

【総則記載事項に関わる経緯】

- 小中学校における「道徳の教科化」に伴い、総則に掲げる「道徳教育の目標」と「道徳科の目標」が同一であることが分かり易いよう見直しを行った。
- また、道徳教育の充実の観点から、「第6 道徳教育に関する配慮事項」（高校においては第7款）を新設し、以下の事項等について明記。
 - ✓ 「道徳の時間」に記載されていた「全体計画」について、高校のみならず小中学校においても総則に位置付けること
（※）高校総則には、H20年より全体計画について記載。
 - ✓ 全体計画の作成にあたり、学校の道徳教育の重点目標を設定すること（高校においては、指導の方針や重点を明らかにすること）
 - ✓ 道徳教育推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）を小学校～高校の総則に新たに位置付けるとともに、当該教師を中心として、全教師が協力して道徳教育を展開すること （※）小中学校の「道徳の時間」には、H20年改訂で推進教師について記載。
 - ✓ 小学校～高校を通じて、豊かな体験を充実するとともに、道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにすることや、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること

【高校の道徳教育に係る経緯】

- 上記に加え、前回改訂では、全体計画の作成にあたって、公民科の「公共」及び「倫理」並びに「特別活動」が、「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面」であることに配慮することを明記。
- また、小中学校と高校との接続に関し、中学校までの道徳科の学習等を通じて深めた「4つの視点（※）」に関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意することを明記。
（※）主として A 自分自身、B 人との関わり、C 集団や社会との関わり、D 生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

【検討の方向性】

- 論点整理やこれまでの道徳教育の成果・課題を十分に踏まえつつ、「『考え、議論する道徳』への転換」のフェーズから、「『考え、議論する道徳』の実装」のフェーズに移行するものとする、今次改訂の考え方を踏まえ、現行指導要領の骨格は維持するとの考え方に立ち、総則の記載については、現行の記載を維持することを基本とした上で、具体的な改善点を検討してはどうか。

具体的論点（案）

1. 高校の道德教育の改善に向けた見直し

（「中核的な指導の場面」への総合の追加）【補足イメージ1】

- H30年改訂において、高校における道德教育の全体計画の作成にあたり、公民科（公共、倫理）及び特別活動が、「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面」であることに配慮することが示された。
- また、総合の目標でも、「自己の在り方生き方についての考えを深める」ことを示しており、実態としても、各学校が定めることとしている道德教育の全体計画で総合を位置付けている場合も多いとの指摘がある。
- 更に、道德、総合、特別活動の各WGでは、「生きた課題」に取り組む特質を有している「総合」と「特活」を、よりよく生きるための基盤としての道德性の発揮が期待される、道德教育の「実践の場」と考えることについて議論してきた。
- こうした現行の規定及び実態、今回の各WGでの審議を踏まえ、高校の総則で示している「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面」について、特別活動と公民科（公共、倫理）に加え、総合を新たに位置付けることとし、より一層、実態に即した形で道德教育を進めていくこととしてはどうか。

（※）例えば総合において、社会における相互理解や公正性についてテーマにする場合や、「研究系」の探究を進めるにあたって研究倫理を取り扱うことも各学校の判断により考えられるが、そうしたことも含め、総合において、「自己の在り方生き方」についての考えを深める学びを一層推進していく過程で、道德教育の一環としての機能を果たすことが期待されることを確認的に位置付けるもの。このため、「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面」に総合を位置付けたとしても、個別に道德教育の指導のための時間をかける必要があるものではないことに留意。（小中学校も同様）

（全体計画）

- 現行指導要領上、高校における全体計画の作成にあたっては、生徒や学校の実態に応じ、「指導の方針や重点」を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすることとしている。しかし、小中学校において「重点目標」としていることとの違いが必ずしも明確ではないとの指摘や、高校の実態として、全体計画における「方針や重点」を「重点目標」として資質・能力を意識した記載としている学校も多いとの指摘もある。
- こうしたことを踏まえ、小～高校の道德教育の接続と、学校現場にとって分かり易い改善を図る観点から、高校においても、全体計画で「重点目標」を記載するなど、小・中・高の規定に連続性を持たせてはどうか。

2. 初等中等教育全体を通じた道德教育の改善

（道德教育推進教師）

- H30年改訂において総則に新たに位置付けられた「道德教育推進教師」について、過半数の小中学校が「道德教育の諸計画の作成」、4割以上の小中学校が「道德教育の情報提供や情報交換」に重点を置いて取り組んでいるとの調査結果がある一方、高校を含め、必ずしもその役割について十分な共通理解が図られていない実態についての指摘がある。（※）小中学校の「道德の時間」には、H20年改訂で推進教師について記載。
- このため、各学校における創意工夫による多様な実践を支える観点から、道德教育推進教師としての役割や取組、過度な負担なく取り組める優れた実践事例等について、国として参考となる資料等を提供することとしてはどうか。

具体的論点（案）

（道徳教育の要としての道徳科と各教科等との連携）

- 道徳科は、総則において「道徳教育の要」と位置付けられており、各教科等で行われる道徳教育を補ったり、深めたり、発展させ統合させたりする役割を担っている。
- また、道徳科での学びを、それぞれの児童生徒が実生活の中で活かしていく視点も同様に重要である。今次改訂で議論している「複数時間」の実践による「道徳教育の要」の時間の充実（問題を自分事としてとらえ議論する活動が充実すること）が、各教科等での道徳教育と意識的に連携されることにより、学校生活全体を通じて一人一人が直面する様々な状況での判断や実践が道徳科の学びと結びつく効果が期待できるのではないか。
- この点、小中学校の現行学習指導要領では、各教科等の「内容の取扱い」において、総則に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、適切な指導をすることとされている中で、各教科における道徳教育に係る記載を維持した上で、その趣旨を一層鮮明にするため、解説でより具体的に示していくことが必要ではないか。（これらを通じて、教育課程全体での道徳教育の実装に向け、そのインフラとしての各教科等の教科書における一層の工夫も期待できるのではないか。）

（特に特別活動との連携） 【補足イメージ2】

- 各教科等の中でもとりわけ特別活動は、学校を身近な社会と捉え、「合意形成」や「意思決定」のプロセスを通じて、実社会・実生活をよりよいものに創りかえていく特質を有しており、多様な価値観を有する他者との協働を通じて、内面的資質としての道徳性を養う道徳教育と深い関わりがある。（※1）
- また、「複数時間」と相まって更なる充実が期待される「問題解決的な学習」では、「自己内葛藤（価値と自己との葛藤）」や「価値の対立（複数の価値間の葛藤）」と向き合うことを例示しており、こうした活動を通じた学びが、特別活動における「個人の意思決定」や「集団の合意形成」における道徳的実践に活かされるとともに、こうした実践が、道徳的諸価値に関わる考えの深まりに資することが期待される。
- このため、学校現場の実践の改善に加え、関連の研究の推進にも資する観点から（※2）、道徳科での学びと特別活動での学びの有機的な関係性や優れた取組事例等を参考資料等の形で分かりやすく示してはどうか。

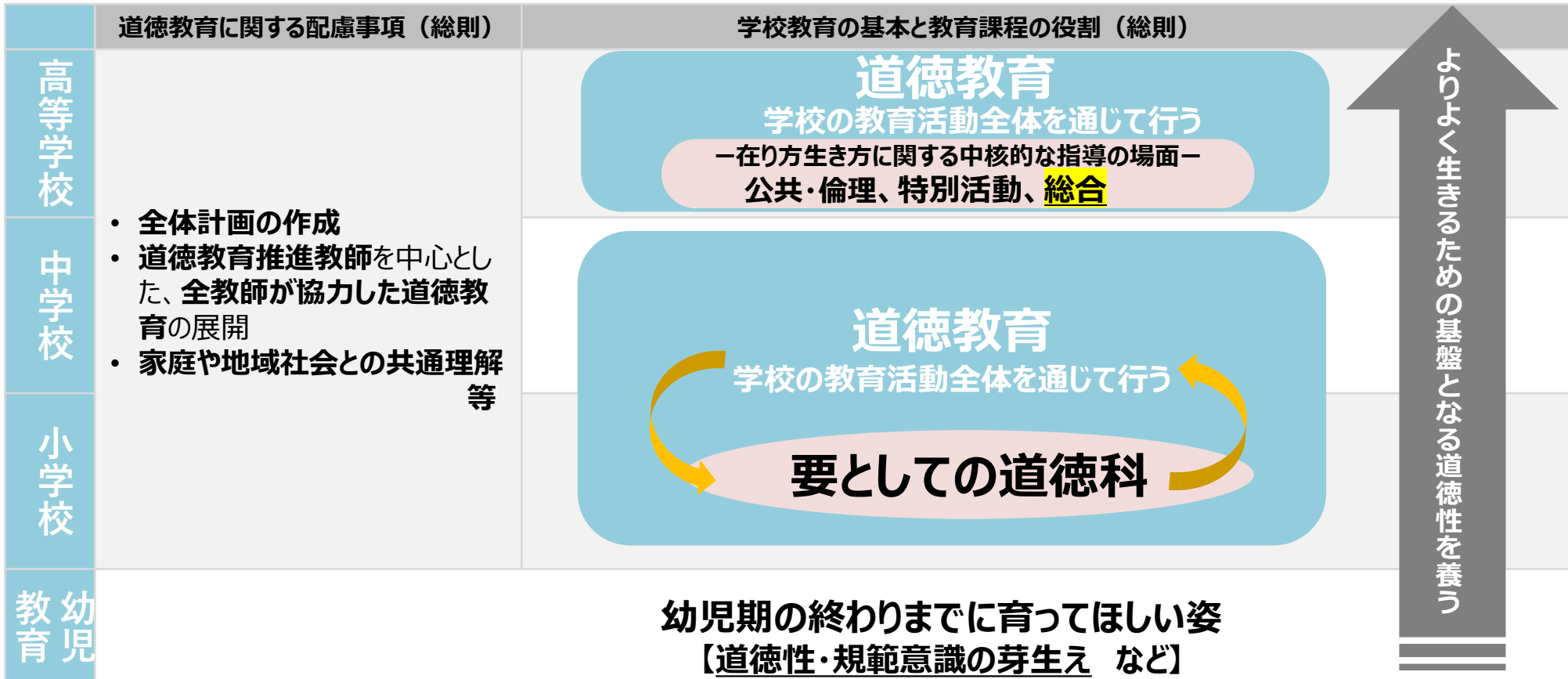
（※1）例えば、道徳科で「公正、公平、社会正義」について考え、議論したことを踏まえて、実生活上の「公正、公平、社会正義」に関わる課題を特別活動で設定し、学級や学校のルール形成といった「合意形成」や、価値観に照らして行動を選択する「意思決定」につなげていくことが考えられる。

（※2）各学校や実践者による研究はもとより、研究団体の一層の対話・連携に資することも期待できる。

各学校段階を通じた道德教育のイメージ

- H30年改訂において、高校における道德教育の全体計画の作成にあたり、公民科（公共、倫理）及び特別活動が、「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面」であることに配慮することが示された。
- また、総合の目標でも、「自己の在り方生き方についての考えを深める」ことを示しており、実態としても、各学校が定めることとしている道德教育の全体計画で総合を位置付けている場合も多いとの指摘がある。
- 更に、道德、総合、特別活動の各WGでは、「生きた課題」に取り組む特質を有している「総合」と「特活」を、よりよく生きるための基盤としての道德性の発揮が期待される、道德教育の「実践の場」と考えることについて議論してきた。
- こうした現行の規定及び実態、今回の各WGでの審議を踏まえ、高校の総則で示している「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面」について、特別活動と公民科（公共、倫理）に加え、総合を新たに位置付けることとし、より一層、実態に即した形で道德教育を進めていくこととしてはどうか。

(※) 「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面」に総合を位置付けたとしても、個別に道德教育の指導のための時間をかける必要があるものではないことに留意。



道徳科と特別活動との連携

- **各教科等の中でもとりわけ特別活動**は、学校を身近な社会と捉え、「合意形成」や「意思決定」のプロセスを通じて、**実社会・実生活をよりよいものに創りかえていく特質**を有しており、多様な価値観を有する**他者との協働**を通じて、**内面的資質としての道徳性を養う道徳教育と深い関わり**がある。(※1)
- また、「複数時間」と相まって更なる充実が期待される「**問題解決的な学習**」では、「**自己内葛藤**（価値と自己との葛藤）」や「**価値の対立**（複数の価値間の葛藤）」と**向き合うこと**を例示しており、こうした活動を通じた学びが、**特別活動における「個人の意思決定」や「集団の合意形成」における道徳的実践に活かされる**とともに、こうした**実践が、道徳的諸価値に関わる考えの深まりに資することが期待される**。
- このため、学校現場の実践の改善に加え、**関連の研究の推進にも資する観点から** (※2) 、**道徳科での学びと特別活動での学びの有機的な関係性や優れた取組事例**等を参考資料等の形で分かりやすく示してはどうか。

(※1) 例えば、道徳科で「公正、公平、社会正義」について考え、議論したことを踏まえて、実生活上の「公正、公平、社会正義」に関わる課題を特別活動で設定し、学級や学校のルール形成といった「合意形成」や、価値観に照らして行動を選択する「意思決定」につなげていくことが考えられる。

(※2) 各学校や実践者による研究はもとより、研究団体の一層の対話・連携に資することも期待できる。

道徳教育の「実践の場」

合意形成

価値観の対立や葛藤と向き合いながら**納得解**を創造

「特別活動」

「学級・学校や自己の生活に関わる課題」等に取り組む

意思決定

自己の**価値観**に照らし**行動**を選択

例

学級活動や児童会・生徒会活動において、「公正、公平、社会正義」の観点から生活の中の**問題**や**納得解**を見出し「**ルールの形成**」等の「**社会創造**」につなげる

実践が考えの深まりに資する

考え、議論したことを実践に活かす

問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習 等

(1) **自己内葛藤**、(2) **価値の対立**に対する**自分なりの答え**を見出す、道徳的行為に関する**実体験**や**実感を伴う活動**を取り入れる 等

「複数時間」の学び（問題を自分事として捉え、学びを深める）を活かす

「特別の教科 道徳」

「答えが一つではない**道徳的課題**」と向き合う

例

「公正、公平、社会正義」の内容項目について考え、議論し、**自分なりの答え**を見出す

道徳的諸価値の理解

※道徳教育は、特別の教科 道徳を要として各学校の教育活動全体を通じて行う

内面的資質としての「道徳性」を養う

道徳科と各教科等との連携事例①

参考

小学校5年生

※【協力】東京都新宿区立戸塚第一小学校（教育課程実践検証協力校）

道徳科× 社会科
特別活動

【主題名】自然の尊さ 【内容項目】自然愛護 【教材名】ひとふみ十年（「小学道徳 生きる力5」日本文教出版）
【ねらい】自然の偉大さを知り、自然環境を大切にしようとする心情を育てる。

- 道徳科では、導入で、**移動教室等での体験を想起しながら自然の尊さへの関心を高める**ことができるようにした。また、展開や終末では、教科書の教材をもとに、**移動教室や学級活動でのリサイクル活動等を踏まえて考えを深める**ことができるようにした。
- その後、社会科で自然を扱う際に道徳科での学習を紹介するとともに、**道徳科を要とした学びが、リサイクル活動の継続化や、その成果を他学級等に紹介する活動**などの**道徳的実践につながった**。

特別活動（学級活動）【5月】

「身の回りのものを大切に」

→児童発案によるリサイクル活動（合意形成）

特別活動（学校行事）【9月】

「女神湖移動教室」

→環境を守ることの大切さや後世に残すためにどうすればよいか学習

社会科【1月】

「私たちの生活と自然」

→森林には様々なはたらきがあることや森林資源は様々な立場の人やボランティアの協力によって守られていることを学習

【道徳的実践につながっている児童の姿】

→リサイクル活動の継続化、成果の他学級等への紹介

実践をもとに考えを深める

学びに活かす

道徳教育の要としての道徳科【10月】（16単位時間目／35単位時間）

導入

- 移動教室での体験について話し合う。

【発問】
移動教室でたくさんの自然に触れてどんなことを感じましたか。

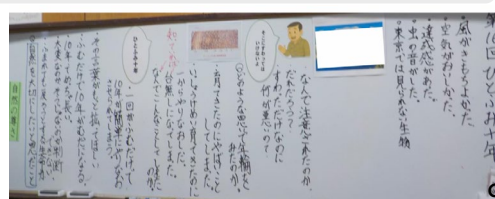
展開

- 教材「ひとふみ十年」を読み、話し合う。
【発問】
高山植物の上にこしを下ろして注意された勇はどのようなことを思ったでしょう。
→自然環境は大切であることは分かっているけれどもできない人間の浅はかさや弱さ、難しさを考えられるようにする。
（自己内葛藤）

【発問】
松井さんから「ひとふみ十年」という言葉を聞いて勇はどんなことを思っていたでしょう。
→小集団による話し合いを通して、安易に自然を壊していたことを自覚し、自然の偉大さについて考えられるようにする。
（多面化・多角化）

終末

- 身近な自然や移動教室で体験したことをもとにしながら、自然を大切にすることについて考える。
→多面的・多角的な視点から考えられるようにする。



第16回ひとふみ十年
風かきもよめた。
それは自然の
まの昔は自然の
まの昔は自然の

道徳科と各教科等との連携事例②

中学校3年生

※文部科学省「道徳教育アーカイブ」ウェブサイトより

道徳科×特別活動

【主題名】日本の伝統文化を後世に 【内容項目】我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度

【教材名】障子あかり（「中学道徳3 きみがいちばんひかるとき」光村図書）

【ねらい】日本固有の優れた伝統や文化に関心をもち、理解を深めるとともに、それを尊重し継承・発展させようとする心情を育てる。

●「時を超えてつながる思い」を主題として年間指導計画に位置付け、**修学旅行での体験や以前の道徳科の授業で学んだ日本や海外の事例を関連付けて**、「我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度」への理解を**多面的・多角的に深める**ことで、**伝統や文化を継承しようとする心情を育てる**とともに、そのために自分ができることについて考えを深める。

① 道徳科

【教材名】「帝釈天の左足」

【内容項目】我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度

→日本の伝統文化がもつ特色に気付き、それらを創作した人々の思いに共感し受け継いでいこうとする意欲や態度を育てる。

② 特別活動（学校行事）

修学旅行

→修学旅行で訪れた京都・奈良で神社・仏閣を訪問し、日本の伝統文化に直接接することで興味や関心を高める。

③ 道徳科

【教材名】「サグ'ラダ・ファミリア-受け継がれていく思い」

【内容項目】感動、畏敬の念

→人はどのようなものに心を動かされ感動するのかを考え、美しいものや気高いものを感じる心を大切に育てる。

④ 道徳科

導入

②修学旅行で京都・奈良を訪問した体験を振り返り、多くの外国人観光客が訪れていた理由を考える。

展開

【発問】日本の文化が大切にしていることはどのようなことだろう。

- ①の道徳科の学習を振り返りながら見えない部分に込めた作者の気持ちを思い出しつつ、日本文化の特色の理解を深める。
 - ③の道徳科の学習を振り返りながら多様な感じ方や考え方に触れ、感動し受け継ごうとする思いを多面的・多角的に考える。
- 【発問】日本の文化が大切にしているものをどうすれば継承していけるのだろう。

終末

日本の伝統や文化を継承していくために、自分ができることについて考えをまとめる。

関連付ける



道徳科と各教科等との連携事例③

加賀市立片山津中学校

対話の文化を学校に創る

道徳科×特別活動

- 民主的な社会の創造に向けて、その基盤となる対話する力を育てるため、道徳科や特別活動等において**対話経験を積むことを重視**している。
- 毎週の道徳科の授業において、生徒が内容項目を手掛かりに対話を経験できるよう、**校内研修では教師自らが対話を経験し**、授業づくりに活かしている。
- **例えば道徳科の授業では、「友情、信頼」に関わる登場人物の生き方を自分なりの言葉に落とし込んで対話し、その経験を活かしながら特別活動でも対話の経験**をする。学校行事の体育祭の準備では、「どんな体育祭にしたい？」という問いから**対話を通じて言葉の意味に対する共通理解を深め**ていき、**多様な意見を包摂しながら、合意形成**を図る。
- こうした取組を通じて、生徒を対象としたアンケート調査では、「学級のみみんなに関わることは、自分たちで、全員の考えや気持ちを確かめてから決めている」という質問項目への肯定的な回答割合が約71%から約80%に増加した。



道徳

友情、信頼に関わる対話を経験



特別活動

体育祭の準備でも対話を経験

特別活動

どんな学校行事にしたいか、という問いで対話し、**自分たちなりの答え**を見出しながら合意形成を図る

(例)「どんな体育祭にしたい？」
→「全員が楽しめる体育祭」



道徳

「友情、信頼」に関わる登場人物の生き方を考え、議論し、**自分なりの答え**を見出す

(例)「よりよい人間関係」とは？
→「相手を信頼しながら本音で向き合うこと」

參考資料

「道徳」、「総合」、「特活」の関係について(イメージ)

(参照)
 R7.11.17 特活WG②資料1 p.8
 R7.12.26 総合WG③資料1 p.27
 R8. 1.20 道徳WG②資料1 p.18
 R8. 4.15 総合WG⑥資料2 p.50

※ 関係WGでの議論を踏まえて一部修正

「道徳」、「総合」、「特活」の三者の関係と、「総合」と「特活」の両者の境目が曖昧となり、それぞれの特質を踏まえた教育活動が必ずしも行われていない課題がある中で、相互の関係性について以下のとおり整理してはどうか。

- 「総合」と「特活」は、自己の興味・関心に関わる課題や学級・学校や自己の生活に関わる課題、すなわち「生きた課題」に取り組む特質を有していることから、よりよく生きるための基盤としての道徳性の発揮が期待される、道徳教育の「実践の場」と整理できるのではないか。
- 「総合」と「特活」双方の特質を有する取組は、現行学習指導要領でも想定されているものの(※)、「総合の時間が安易に行事に使われている」との指摘もある中、分かりやすい整理を行うべきではないか(詳しくは今後のWGで検討)。



(※)総則第2, 3(2)エ



自らの人生を舵取りする力

と

民主的で持続可能な社会の創り手

の育成



「好き」を育み、「得意」を伸ばす

×

当事者意識を持って、
自分の意見を形成し、対話と合意ができる

「総合的な学習・探究の時間」

「自己の興味・関心に関わる課題」等に取り組む

興味・関心等に関わる

- ・現代的な諸課題
- ・地域や学校の特色に応じた課題 等



「総合」と「特活」の双方の特質を有する取組

- 例
- ・探究活動として実施する学校行事
 - ・キャリア教育 等



「特別活動」

「学級・学校や自己の生活に関わる課題」等に取り組む

- ・学級活動
- ・クラブ活動
- ・児童会・生徒会活動
- ・学校行事 等



実社会・実生活との「生きた関係」に根差した道徳教育の「実践の場」

内面的資質としての「道徳性」を養う

「特別の教科 道徳」

「答えが一つではない道徳的課題」と向き合う

- ・主として自分自身に関すること
- ・主として集団や社会との関わりに関すること
- ・主として人との関わりに関すること
- ・主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること



※道徳教育は、特別の教科 道徳を要として各学校の教育活動全体を通じて行う

総則（道徳関係部分）抜粋①

小学校総則 ※中学校も同様

第1の2

(2) 道徳教育や体験活動，多様な表現や鑑賞の活動等を通して，豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は，**特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行う**ものであり，道徳科はもとより，各教科，外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて，児童の発達の段階を考慮して，適切な指導を行うこと。

道徳教育は，**教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，自己の生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。**

道徳教育を進めるに当たっては，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，豊かな心をもち，伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛し，個性豊かな文化の創造を図るとともに，平和で民主的な国家及び社会の形成者として，公共の精神を尊び，社会及び国家の発展に努め，他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

高校総則

第1の2

(2) 道徳教育や体験活動，多様な表現や鑑賞の活動等を通して，豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は，**人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図る**ものとし，各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。） ，総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの特質に応じて，適切な指導を行うこと。

道徳教育は，**教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し，人間としての在り方生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。**

道徳教育を進めるに当たっては，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，豊かな心をもち，伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛し，個性豊かな文化の創造を図るとともに，平和で民主的な国家及び社会の形成者として，公共の精神を尊び，社会及び国家の発展に努め，他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

総則（道徳関係部分）抜粋②

小学校総則 ※中学校も同様

第6 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

2 各学校においては、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。

(1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。

(2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。

(3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。

3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

高校総則

○第7款 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、第6款までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

1 各学校においては、第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。

2 道徳教育を進めるに当たっては、中学校までの特別の教科である道徳の学習等を通じて深めた、主として自分自身、人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意すること。また、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心を育てること、社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに関する指導が適切に行われるよう配慮すること。

3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深めること。

総則（道徳関係部分）の記載の変遷①

※一つ前の改訂から追加された内容に下線

平成元年

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものとし、道徳の時間はもとより、各教科及び特別活動においても、それぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。
道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。また、家庭や地域社会との連携を図り、日常生活における基本的な生活習慣や望ましい人間関係の育成などにかかわる道徳的実践が促されるよう配慮しなければならない。

平成10年

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間をはじめとして各教科、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。
道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。
道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。

平成20年

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。
道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。
道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

平成30年

第1 小学校の基本と教育課程の役割

- 2(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実を図ること。
学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して、適切な指導を行うこと。
道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。
道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること

第6 道徳教育に関する配慮事項

- 道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。
- 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。
 - 各学校においては、児童の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。
 - 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。
 - 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。
 - 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実を図ること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。
 - 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。
 - 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

総則（道徳関係部分）の記載の変遷②

※一つ前の改訂から追加された内容に下線

平成元年

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものとし、道徳の時間はもとより、各教科及び特別活動においても、それぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。
道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が人間としての生き方についての自覚を深め、豊かな体験を通して内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。また、家庭や地域社会との連携を図り、日常生活における基本的な生活習慣や望ましい人間関係の育成などにかかわる道徳的実践が促されるよう配慮しなければならない。

平成10年

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間をはじめとして各教科、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。
道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。
道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。

平成20年

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。
道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。
道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。

平成30年

第1 中学校の基本と教育課程の役割

- 2 (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実を図ること。
学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。
道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。
道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に配慮すること

第6 道徳教育に関する配慮事項

- 道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。
1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力を道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。
2 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらをはぐんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。
3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。
4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

総則（道徳関係部分）の記載の変遷③

※一つ前の改訂から追加された内容に下線

平成元年

第1 教育課程編成の一般方針

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）及び特別活動のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。

道徳教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うこととする。

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自律の精神や社会連帯の精神及び義務を果たし責任を重んずる態度や人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

平成10年

第1 教育課程編成の一般方針

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自律の精神や社会連帯の精神及び義務を果たし責任を重んずる態度や人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

平成20年

第1款 教育課程編成の一般方針

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(4) 全教師が協力して道徳教育を展開するため、第1款の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成すること。

平成30年

第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割

2(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実を努めること。

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）を、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

第7款 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、第6款までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

1 各学校においては、第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。

2 道徳教育を進めるに当たっては、中学校までの特別の教科である道徳の学習等を通じて深めた、主として自分自身、人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する道徳的諸価値についての理解を基にししながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意すること。また、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心育てること、社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに関する指導が適切に行われるよう配慮すること。

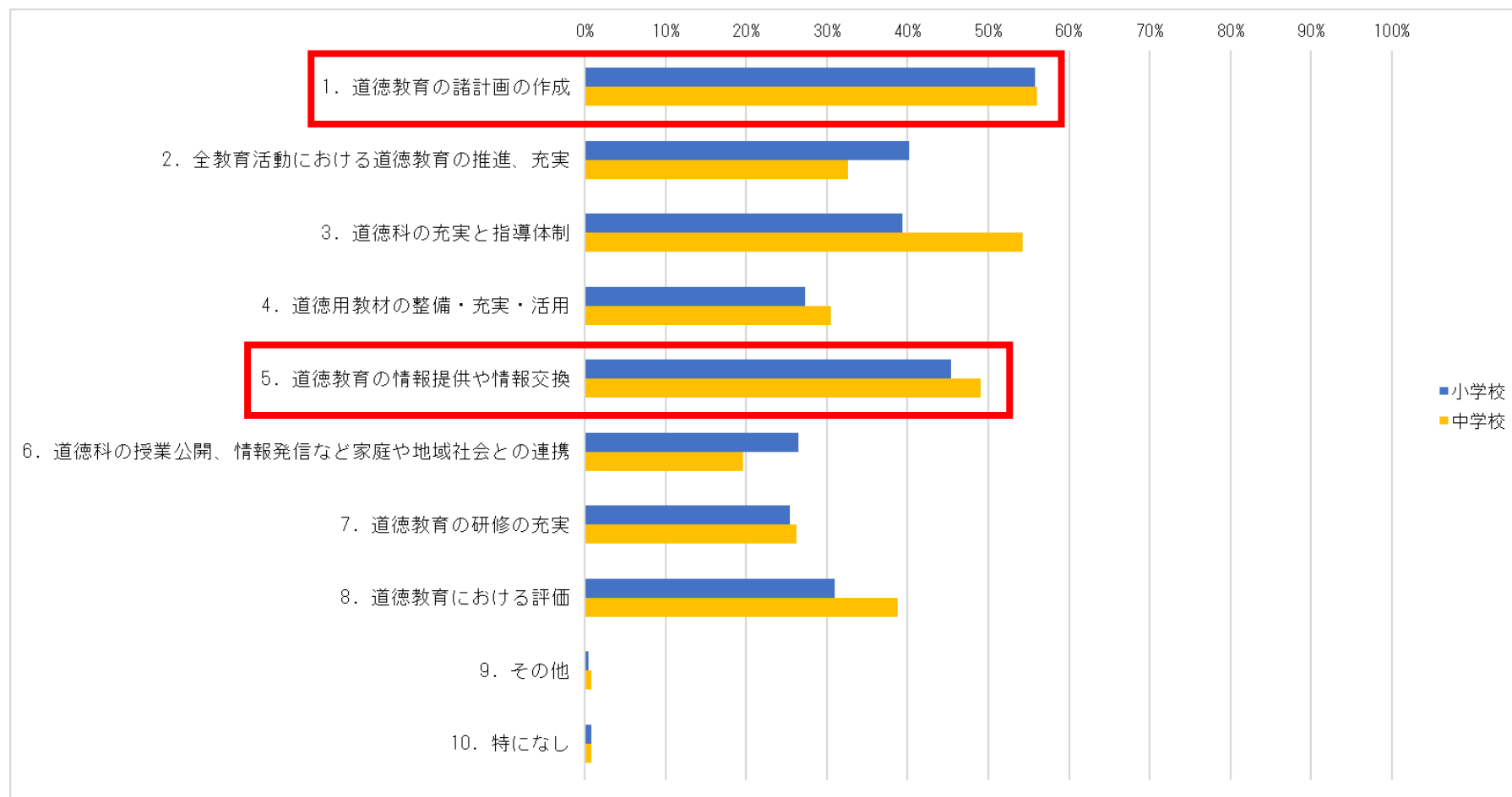
3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。

4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深めること。

道徳教育推進教師に関する調査結果

調査結果（小・中学校）

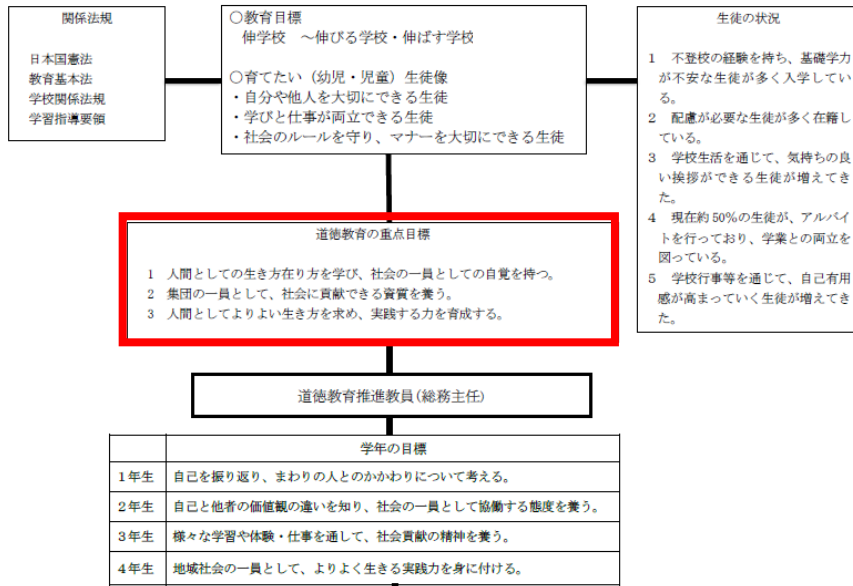
【設問10】 道徳教育推進教師が重点を置いて取り組んでいること（複数回答可）



道徳教育推進教師の取組について、過半数の学校が「道徳教育の諸計画の作成」、4割以上の学校が「道徳教育の情報提供や情報交換」に重点を置いている。

高校における道徳教育の全体計画の例②

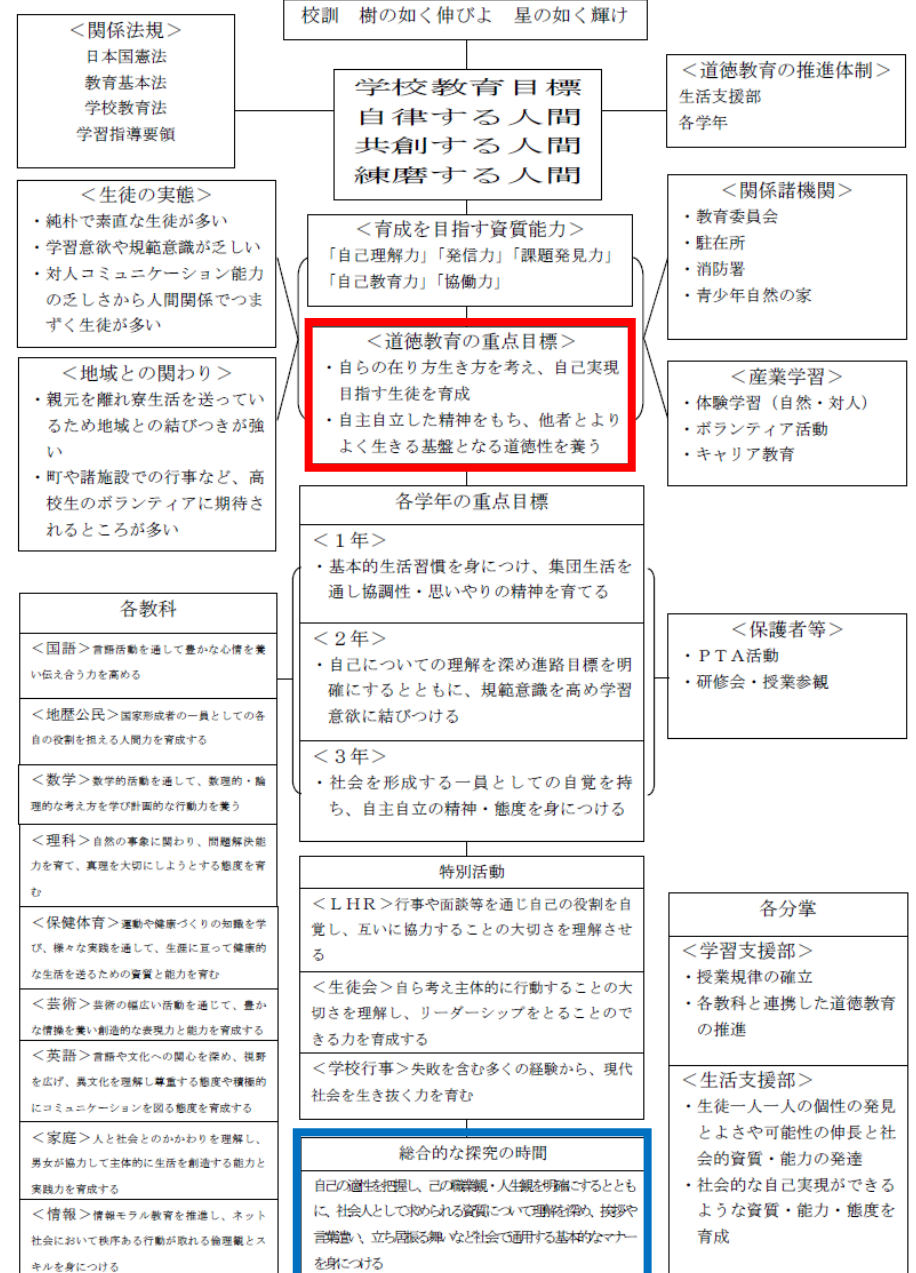
令和7年度 道徳教育 全体計画



総務部 家庭・地域との連携	教育研究部・教務部 総合的な探究の時間	生徒指導部 特別活動
<ul style="list-style-type: none"> ○ Webページや学校行事(文化祭等)で学校の活動を伝える。 ○ 保護者・地域住民に、文化祭や体育祭等の学校行事への参加を呼びかけ、開かれた学校づくりを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自ら課題を見つけ、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる。 ○ 学び方やものの考え方を身につけ、社会的自立を目指し、自己の生き方について考える。 ○ 社会生活において必要なコミュニケーション能力を高め、他者を理解し、よりよい集団や社会を築こうとする態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームルーム活動を通して、学校や学年・クラスの諸問題を解決しようとする自主的な態度を育てる。 ○ 生徒会活動を通して、集団の一員としてより良い学校づくりに参画する。 ○ 学校行事を通して、学校や学年への帰属意識を高め、公共の精神を養う。

各教科			
人間としての在り方(生き方)を主体的に探究し、将来にわたり自己実現でき、社会に貢献できる生徒を育成する。			
国語	言葉をおして物事を的確に理解し、論理的に思考し表現する能力、お互いを尊重するための言語能力を育成する。また、わが国の伝統と文化を理解し、感性や情緒を育む。	保健体育	心身ともに健全な生徒を育成し、仲間と協力して、秩序と規律ある楽しい集団づくりを進める態度を育てる。
地理歴史	わが国の文化や歴史に対する理解と認識を深め、国際社会で主体的に生きる能力や態度を養う。	芸術	美しいものや自然に感動することなど、感性を高めるとともに、生活や社会を美しく豊かにする態度を育てる。
公民	現代社会について公正な判断力を高めるとともに、よりよい社会の実現のため集団や社会の一員としての自覚を養う。	外国語	諸外国の言語や文化に対する理解を深め、コミュニケーション能力を育てる。
数学	数学的な見方や考え方を生かして、自律、自主的に考え行動できる能力を養う。	家庭	家庭と社会の関わりを理解し、自ら進んで家庭生活の充実、地域文化の発展に貢献できる態度や能力を育てる。
理科	自然を愛し、自然の事象・現象について、観察、考察など自ら進んで関わり、自然を探究する能力や態度を高める。	情報	情報に関する基礎的な知識や技能を習得させるとともに情報モラルを身に付けさせる。
総合的な探究の時間			
総合的な探究の時間における社会的な育成が他者に役立つ、あるいは認められることで自己有用感を得ることができ、それが自己肯定感、さらには主体性にまで繋がる。			

令和8年度 道徳教育全体計画



学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の実践事例①

推進教師

高等学校

※文部科学省「道徳教育アーカイブ」ウェブサイトより

道徳教育推進教師が、**中学校の道徳教育との円滑な接続を意識した教員研修を企画・運営したり、各学校行事を見直して道徳性を養うことにつながる工夫・改善を進めたりしたことにより、教員の道徳教育の重点目標の共通理解や意識の向上が図られ、生徒が人間としての在り方生き方について深く考えることができる学校行事等を年間を通じて実施**することができた。その結果、生徒の「相互理解、寛容」「望ましい勤労観・職業観」「公共の精神や社会参画意識」などの道徳性が養われ、安心できる学校づくりにつながった。

重点目標 ウェルビーイングの向上、安心できる学校づくり

具体的な取組

道徳教育推進教師の取組

- 学年や教科のバランスを考慮したメンバー構成による道徳教育推進委員会の設置
- 道徳教育重点目標に基づく教員研修の企画・実施
- 中学校道徳科の内容項目を踏まえた学校行事等の改善

- 多様な外部講師を活用した教員研修の企画・運営
- 中学校道徳科の授業参観の企画
- 道徳教育講演会（感動、畏敬の念等）
- 人とのつながりや協働の大切さを実感できる文化祭の実現に向けた内容の見直し・改善
 - 企業訪問と文化祭展示（勤労、社会参画等）
 - 吃音障害理解のためのカフェ（相互理解、寛容等）
 - 小児がん支援のカフェ（生命の尊さ等）



道徳教育講演会について語る道徳教育推進教師



社会貢献活動に力を入れている企業を見学する生徒→文化祭での商品展示と試用へ



文化祭における吃音障害理解のための「注文に時間のかかるカフェ」の様子



文化祭における小児がん支援のための「レモネードスタンド」の様子

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の実践事例②

推進教師

高等学校

※文部科学省「道徳教育アーカイブ」ウェブサイトより

道徳教育推進教師として、**既存の学校の教育活動全体を道徳教育の視点から見直し、各教育活動と道徳的価値との関係を整理して年間の計画として可視化したことにより、教員の共通理解と専門性の発揮が促され、特別活動や総合的な探究の時間を中心として体験活動の充実や地域社会との連携を重視した道徳教育の充実**を図ることができた。それらの取組において、生徒が自己の在り方生き方を考え、社会参画意識や公共の精神、地域を愛する態度、共感する力や思いやりの心などの様々な道徳性を養うことにつながった。

重点目標 自他の尊重、奉仕の精神、地域貢献

具体的な取組

道徳教育推進教師の取組

- ・道徳教育の視点からの既存の教育活動の見直しと整理による教職員の共通認識の醸成
- ・道徳教育に関する多様な教員研修の企画・実施による教員の専門性の発揮の促進
- ・学校行事や総合的な探究の時間と道徳教育とのコーディネート

- ・総合的な探究の時間を中心とした体験活動と地域との連携の充実

- 総探での交通安全ポスター、寸劇上映、動画作成
- 地域住民と生徒による登下校マナー啓発運動の実施
- 町内会と総合的な探究の時間、美術部との協働の創作活動

- ・学校行事における異年齢集団の交流の促進

- 体育祭での高校生と保育園児との合同競技開催
- 文化祭での高校生と保育園児との創作ダンスの演技



地域との連携や異年齢交流について語る推進教師



地域と連携した交通安全への取組の様子



体育祭や文化祭での異年齢交流の様子



2. 教科用図書及び教材の在り方について

具体的論点（案）

1. 道徳科における「深い学び」の実現に向けた教科用図書の在り方【補足イメージ1】

- 本WGでは、心情理解や登場人物の整理で時間がかかってしまう、考え議論を深める時間の確保が難しい、といった課題に向き合い、「考え、議論する道徳」を実装し、「深い学び」を実現する観点から、「複数時間」、「深める教材」、「問題解決的・体験的な学習」の充実をはじめ、学校現場の創意工夫による多様な実践を促す方策等について議論してきた。
(※)「複数時間」と「深い学び」の関わりでは、「道徳的諸価値の理解」と「自己の生き方についての考え」を関連付けながら、多面的・多角的な見方へと発展させたり（多面化・多角化）、自分自身との関わりで道徳的価値の理解を深めたり（自我関与）といった、道徳科の特質を踏まえた「深い学び」を実現するためには、一定の時間をかけて「考え、議論する」ことが必要であることに留意。
- 一方、現行の教科書では、各学年の教科書に35コマ分のいわゆる「読み物教材」が掲載されていることが基本となっている実態があり、
 - ✓ こうした教科書の状況が、「1時間に1つの読み物教材」という指導上の運用につながっている
 - ✓ 授業時間数分の読み物教材があることが「量的確保」の面で成果をもたらした反面、新たな教材開発の余地を狭めているとの指摘もある。こうした中、道徳科における「深い学び」を実現していくにあたっては、
 - ✓ 1コマずつのつながりを意識して学びを深めていく観点から、教科書における教材間のつながりを一層重視することや、
 - ✓ 教科用図書において、これまでの議論を具体化する多様な「深める教材」の開発を促すことが必要と考えられる。その際、特に低学年では、複数時間の運用には慎重であるべきとの意見も出されるなど、教科用図書の在り方については、発達の段階に応じて、段階的に考えていくことが必要と考えられる。
- こうしたことを総合的に勘案し、教科書における教材の在り方として、「複数時間」の運用に関わる発達の段階に応じた教材の分量のイメージを国が示すこととし、これにより、教科書に掲載する読み物教材の数について精選を図った上で、「深める教材」の充実を促し、「考え、議論する道徳」の実装を図っていくこととしてはどうか。
- その上で、発達の段階に応じた教材の具体的な分量について、どのように考えるか。

2. 「各学年において相当する内容項目を全て取り上げる」取扱いとの関係

- 第4回WGでは、価値の対立を取り上げる場合などに、主題と関連して複数の内容項目を設定することが考えられること、相当する学年における道徳科の学習の全体の中で、内容項目に関わる過度な偏りが生じないよう、併せて解説で取扱いを示すことが議論された。
 - 従前、複数の価値の対立を取り扱う場合にも、主題と関連した1つの内容項目を明示する取扱いが主として行われてきたが、
 - ✓ 特定の道徳的価値に終結させる取扱いが予定調和的な授業につながり易い側面があるとの指摘があること
 - ✓ 現行指導要領で「内容項目間の関連を密にした指導」を取り入れる等の工夫を行うことを示しているほか、解説で「必ずしも各内容項目を一つずつ主題として設定しなければならないということではない」としていること等を踏まえ、「問題解決的な学習」において「道徳的価値の対立」を取り上げる場合等に、主題と関連して複数の内容項目を設定することが考えられることを解説で明確化してはどうか。
 - また、このような場合の「各学年段階の内容項目を、相当する各学年において全て取り上げる」取扱いとの関係については、相当する学年における道徳科の学習の全体の中で、特定の内容項目が過小に取り扱われることのないよう、併せて解説で取扱いを示すこととしてはどうか。
- これを踏まえ、教科書における教材においても、同様の考え方について、解説等で取扱いを示すこととしてはどうか。

具体的論点（案）

3. 「深める教材」の考え方

- 第3回WGでは、「複数時間」を活用した授業設計の導入により、議論を深めたり、体験的・問題解決的な学習を充実したりすることで、考えの深まりにつなげることを示すとともに、2コマ目について、読み物教材ではない、「深める教材」を用いることも想定されることを議論した。
- こうした教材は、現行の教科書においても様々な形で存在しているが、あくまでも35の読み物教材があることを前提として、学校による重点化等、必要に応じて活用できるような取扱いとなっている。
- また、第4回WGでは、一教材を「複数時間」で取り扱う場合に生じる余白を、「深める教材」も活用しながら、「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」をはじめとする様々な指導方法の工夫と適切に組み合わせることで、道徳的な課題を自分自身の問題として捉え、向き合う「考え、議論する道徳」の実装につなげていくことについて議論した。
- こうしたことを踏まえ、「深める教材」について、例えば以下のような留意点等について、解説等で示すこととしてはどうか。
 - ✓ 1コマ目と完全に独立した内容としてではなく、教材間の関連付けがなされ、道徳科における「深い学び」に資する活用が期待されること（※1）
 - ✓ 従前の読み物教材よりも量的に簡素なものとして、「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」を含む様々な指導方法の工夫につながることが期待されること
 - ✓ 道徳的な課題を自分自身の問題として捉え、向き合う「考え、議論する道徳」の実装に資する観点から、読み物教材の登場人物についてではなく、自分自身の文脈に引き付けて考える等、「深い学び」に寄与する観点から教材が検討されていること
 - ✓ 「複数時間」の運用が充実したものとなるよう、教科書発行者による多様な教材の開発が期待されること
 - ✓ 量的確保の観点から、多様な「深める教材」を含め、標準授業時数分の教材を確保するとともに、教材の総量が内容項目及び標準授業時数に対して過剰にならないようにすること
 - ✓ 各学校の実態を踏まえた重点的な指導の充実等の観点から、複数時間の効果的な活用の一環として、家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなどの創意工夫も考えられること

（※1） 1コマ目で考え、議論したことを更に深める形のみならず、例えば1コマ目の授業で体験的な学習を行った上で、読み物教材を扱うなど、学びの「深まり」に向けては多様な可能性があり得る。

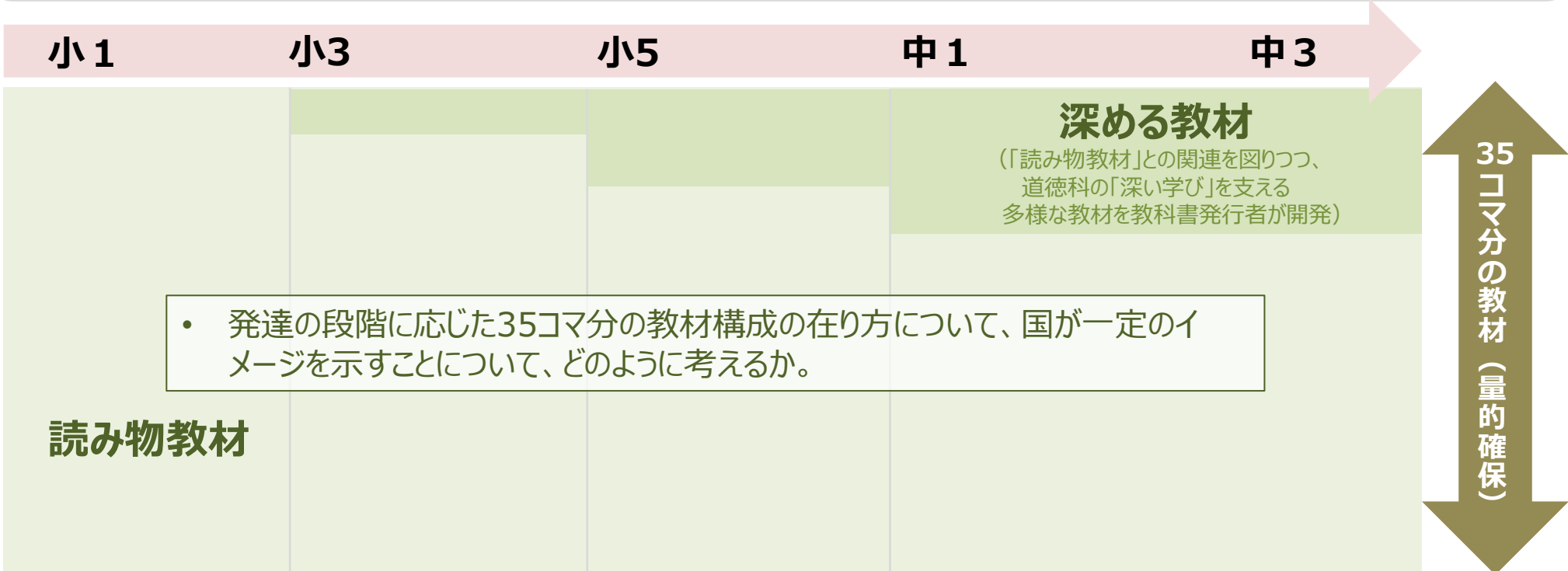
（※2） 第4回WGで議論した「道徳科におけるデジタル学習基盤の活用の考え方」における、「体験的な学習の一環として、動画を含むデジタル教材を活用することで文字だけでは得られない情報と向き合ったり、授業での学びを授業後に任意で深めたりする」等の議論も踏まえ、「深める教材」をはじめ教科書に掲載する多様な教材の中でデジタルを効果的に活用することも考えられる。

4. 道徳科における多様な実践事例の共有【補足イメージ2】

- 「複数時間」、「指導方法の工夫例」、「教材の活用」、「内容項目の取扱い」、「デジタル学習基盤の活用」といったこれまでの議論を踏まえれば、「考え、議論する道徳」の実装にあたっては、様々な実践の姿が考えられる。
- こうした中、国が実践を特定の枠に当てはめるのではなく、今後開発が期待される多様な「深める教材」とも相まって、現場の実態に応じた教師の創意工夫により、道徳科の「深い学び」に向けた多様な実践を豊かに実装していくことができるよう、学校現場の取組の参考となる多種多様な実践事例を、「道徳教育アーカイブ」の充実等を通じて、積極的に共有していくべきではないか。

道徳科における「深い学び」の実現に向けた教科用図書の在り方について（イメージ）

- 現行の教科書では、**各学年の教科書に35コマ分のいわゆる「読み物教材」が掲載されていることが基本**となっている実態があり、
 - ✓ こうした教科書の状況が、「**1時間に1つの読み物教材**」という指導上の運用につながっている
 - ✓ **授業時間数分の読み物教材があることが「量的確保」の面で成果**をもたらした反面、**新たな教材開発の余地を狭めている**
 との指摘もある。こうした中、道徳科における「深い学び」を実現していくにあたっては、
 - ✓ 1コマずつのつながりを意識して学びを深めていく観点から、**教科書における教材間のつながりを一層重視すること**や、
 - ✓ 教科用図書において、**これまでの議論を具体化する多様な「深める教材」の開発を促すこと****が必要**と考えられる。その際、**特に低学年では、複数時間の運用には慎重であるべき**との意見も出されるなど、教科用図書の在り方については、**発達の段階に応じて、段階的に**考えていくことが必要と考えられる。
- こうしたことを総合的に勘案し、教科書における教材の在り方として、「**複数時間**」の運用に関わる**発達の段階に応じた教材の分量のイメージ**を国が示すこととし、これにより、**教科書に掲載する読み物教材の数について精選**を図った上で、「**深める教材**」の充実を促し、「**考え、議論する道徳**」の実装を図っていくこととしてはどうか。
- その上で、**発達の段階に応じた教材の具体的な分量**について、どのように考えるか。



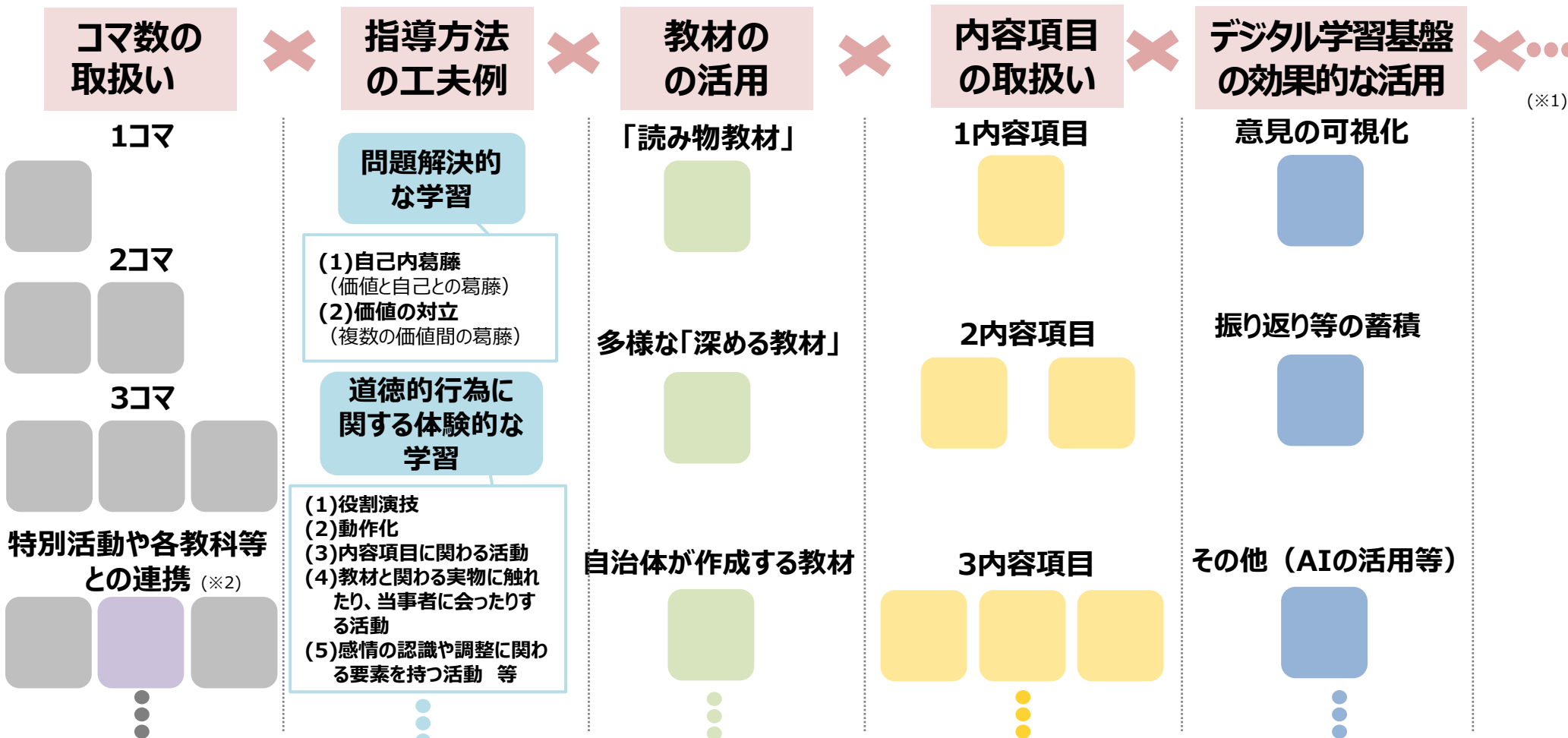
(※) あくまでも教科書に掲載する教材の在り方についてのイメージであって現場の実践そのものを制限するものではなく、「深い学び」の具体化に向け、各学校の重点目標等も踏まえつつ、実態に応じた多様な実践の創意工夫が期待されることに留意（例えば「深める教材」についても「使わなければならない」ものではなく、例えば自治体が作成する地域教材等を活用するといった工夫も考えられる）。

(※) 現行の教科書に掲載されている教材の多くが「読み物」の形態を取っていることから「いわゆる『読み物教材』」との用語を使用しているが、現行でも読み物に限らない教材（例：漫画形式）があるなど、「読み物」のみを厳密に示しているものではないことに留意。

道徳科における多様な実践事例の共有について（イメージ）

- 「複数時間」、「指導方法の工夫例」、「教材の活用」、「内容項目の取扱い」、「デジタル学習基盤の活用」といったこれまでの議論を踏まれば、「考え、議論する道徳」の実装にあたっては、様々な実践の姿が考えられる。
- こうした中、国が実践を特定の枠に制限するのではなく、今後開発が期待される多様な「深める教材」とも相まって、現場の実態に応じた教師の創意工夫により、道徳科の「深い学び」に向けた多様な授業の実践を豊かに実装していくことができるよう、学校現場の取組の参考となる多種多様な実践事例を、「道徳教育アーカイブ」の充実等を通じて、積極的に共有していくべきではないか。

<多様な授業実践のイメージ>



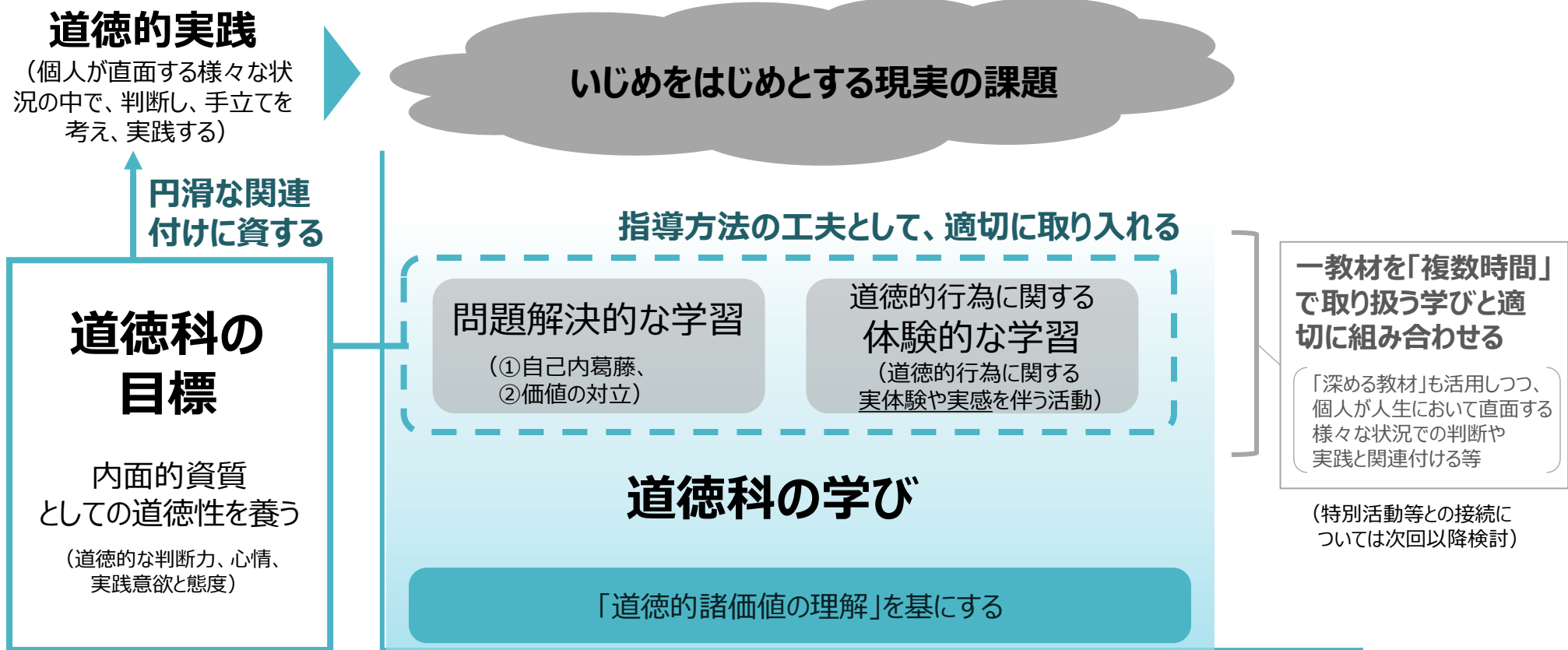
(※1) 例え、 「チームで行う道徳授業」とも相まって、教師の専門性や強みを生かして道徳科の授業の実践を行うことも考えられる。

(※2) 道徳科では、道徳科の目標に基づき35単位時間の授業が行われることが前提。

参考資料

「①問題解決的な学習」「②道徳的行為に関する体験的な学習」 の位置づけや「複数時間」との関係について（イメージ）

- 道徳科の学びをいじめをはじめとする現実の課題への対応につなげていくことは、教科化の契機の1つ。また、小中学校のいじめの認知件数・重大事態の件数はそれぞれ74.6万件・1,129件、暴力行為発生件数が12.3万件と過去最多となる中、「問題解決的な学習」や「道徳的行為に関する体験的な学習」を活かして、道徳科の学びを道徳的実践につなげることが期待される。
- 一方、限られた授業時間内でこうした指導方法を効果的に導入し、かつ学びの深まりまでつなげる指導を行うことは容易ではない、との指摘もある。
- こうした中、前回WGで議論された一教材を「複数時間」で取り扱う場合に生じる余白を「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」等と適切に組み合わせ、「深める教材」も活用しながら創意工夫することで、個人が人生において直面する様々な状況での判断や実践と関連付け、道徳的な課題を自分自身の問題として捉え、向き合う「考え、議論する道徳」の実装につなげていくことが考えられるのではないかと。



(※) こうした取組を、例えば道徳科の学びを学級活動のルール形成に活かすこと等も考えられる。

(※) 「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」は指導方法の工夫例（多様な選択肢の1つ）を示したものであるが、「深い学び」と関連した要素として前回WGで議論した「自我関与」や「多面化・多角化」は、道徳科におけるより高次の重要性を有することに留意。

(※) 従前どおり、単時間での実践も考えられる。 30

「①問題解決的な学習」「②道徳的行為に関する体験的な学習」の考え方について

- 「①問題解決的な学習」「②道徳的行為に関する体験的な学習」のイメージが湧きにくいとの指摘や、これらの活動を行うこと自体が目的化している事例が散見されるとの指摘がある中、教科化の際の議論や学校現場の取組を踏まえ、参考として趣旨や具体例を示しつつ、これらによらないものも含め、多様な実践を推奨することを明確にしてはどうか。

- (※) 実践においては、例えば①体験的な学習を交えつつ②問題解決的な学習を行うなど、①②の組合せも含めた多様な実践があり得る。
- (※) あくまでも指導方法の工夫例であり、発達の段階に応じることが必要であることはもちろん、手段を導入すること・活動すること自体が目的化することなく、道徳科における「深い学び」を通じて内面的資質としての道徳性を養うことにつなげられるかが重要であることに留意。

質を高める指導方法の工夫例(※1)	問題解決的な学習	道徳的行為に関する体験的な学習
共通の背景	登場人物の心情理解や、わかりきったことを子供に言わせたり書かせたりすることに留まるなど、 <u>道徳科の学びが実生活における道徳的实践につながる</u> こと	
趣旨	<u>具体的な道徳的問題に対し、解決のために取り得る行動を考える活動</u> を通じて、自己の考えと道徳的实践との関連付けや深い学びを促し、道徳性の諸様相(※2)を育てること	<u>道徳的行為に関する実体験や実感を伴う活動</u> を通じて、自己の考えと道徳的实践との関連付けや深い学びを促し、道徳性の諸様相を育てること(※3)
関係する要素	<ul style="list-style-type: none"> ・問題：道徳的諸価値に照らして<u>問題がある状況</u> (自己内葛藤や価値の対立等) ・解決：問題状況に対する<u>自分なりの答え</u> (納得解) <u>を見出すこと</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳的行為：道徳的諸価値の<u>実現に関わる行為</u> ・体験：<u>実体験や実感を伴う活動</u>
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・教材の中の道徳的問題を見出す活動 ・道徳的問題について考え、議論して自分なりの答えを見出す活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・役割演技(登場人物の言動について即興的に演技すること等) ・動作化(身体を使った場面の追体験等) ・内容項目に関わる活動(礼儀、親切に関わる体験等) ・教材と関わる実物に触れたり、当事者に会ったりする活動 ・感情の認識や調整に関わる活動

(※1) H28.7「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について(報告)では、道徳科における質の高い多様な指導方法について、「自我関与が中心の学習」が示されているが、「自我関与」は道徳科の「深い学び」と密接に結びつく要素として、①②とは別のものとして整理している。

(※2) 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度

(※3) 「体験的」とされていることも踏まえ、あくまでも道徳科の目標を踏まえ道徳性の諸様相を育てることが必要であり、体験そのものが目的化しないよう留意。

「①問題解決的な学習」における「問題」の考え方について

- 「問題解決的な学習」における「問題」について、平成28年の「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について（報告）では以下の4項目を例示してきたところ、項目例同士の関係性が分かりにくく、授業との関連付けが容易ではない、との指摘がある。
- このため、道徳的諸価値についての理解を前提として、「考え、議論する道徳」の実装の視点で例を焦点化しより分かり易く整理する観点から、「(1)自己内葛藤」「(2)価値の対立」の2項目で解説で例示することとしてはどうか。

H28.7 報告

「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について（報告）

道徳的な問題には、例えば、

- ① 道徳的諸価値が実現されていないことに起因する問題
- ② 道徳的諸価値について理解が不十分又は誤解していることから生じる問題
- ③ 道徳的諸価値のことは理解しているが、それを実現しようとする自分とそうできない自分との葛藤から生じる問題
- ④ 複数の道徳的価値の間の対立から生じる問題

などがあり、これらの問題構造を踏まえた場面設定がなされることが求められる。

【課題】

①が幅広いものを指しているなど、①～④の関係性が分かりにくく、授業との関連付けが容易ではない

「考え、議論する道徳」
の実装の視点で例を焦点化

改善案

（問題解決的な学習における「問題」の例）（※1,2）

	(1) 自己内葛藤 (価値と自己との葛藤)	(2) 価値の対立 (複数の価値間の葛藤)
状況	何がよいか/望ましいかは分かっているが、どう向き合い、行動するかが難しい （実践が難しい）	一方の立場や考え方をとると他方が損なわれる （判断が難しい）
具体例	自分で判断すべきだが周囲に流されてしまう（自律）、 本当のことを言うべきだが、ごまかしてしまう（正直、誠実）、 役割を果たすべきだが人任せにになってしまう（公共の精神）、 思いやりを誰に、どのように形にするかで迷う（親切、思いやり） 等	「相互理解、寛容」と「規則の尊重」、 「友情、信頼」と 「公正、公平、社会正義」、 「親切、思いやり」と「正直、誠実」、 「自由と責任」と「遵法精神、公徳心」等（※3）

（※1）実際の問題場面においては、(1)(2)は相互に関連し、截然と切り分けることが難しい場合もあり得る。

（※2）(1)(2)は道徳的諸価値についての一定の理解を前提としていることも踏まえ、「問題解決的な学習」を指導の工夫として取り入れるにあたっては、発達の段階を含めた児童生徒の実態を踏まえる必要があることに留意。

（※3）(2)価値の対立に関し、3つの道徳的価値が対立することもあり得る。

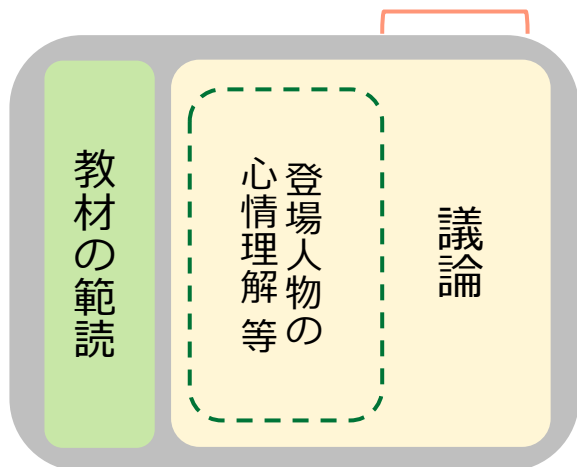
「考え、議論する道徳」の実装に向けた具体的な方策について（イメージ）

- **1 授業について1つの読み物教材を扱うことが多い道徳科の授業**については、下記のような課題が指摘されている。
 - ✓ **心情理解や登場人物の整理で時間がかかってしまう**
 - ✓ 教材の解釈を中心とした展開になってしまい**多面的・多角的に自己の生き方についての考えを深めるところまで辿り着かない**
 - ✓ 1コマで**読み物と向き合う時間と考え議論を深める時間の双方の時間を十分に確保することが難しい**
 - ✓ 教科化に伴い重視している**体験的・問題解決的な学習を取り入れ、自分自身との関わりで深める時間を確保することが難しい**
- **現行指導要領でも「一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れる」とされているところであり、発達の段階を踏まえつつ、1教材を複数コマで取り扱うことで、「じっくりと深く学ぶ」道徳科の学びを一層推進していくこと**について、検討してはどうか。

（1教材を1コマで取り扱う場合）

- 時間が足りず深まらない
- 内容項目の関連や対立の可能性が十分に扱えず、多面的・多角的になりづらい
- 体験的・問題解決的な学習にも限界

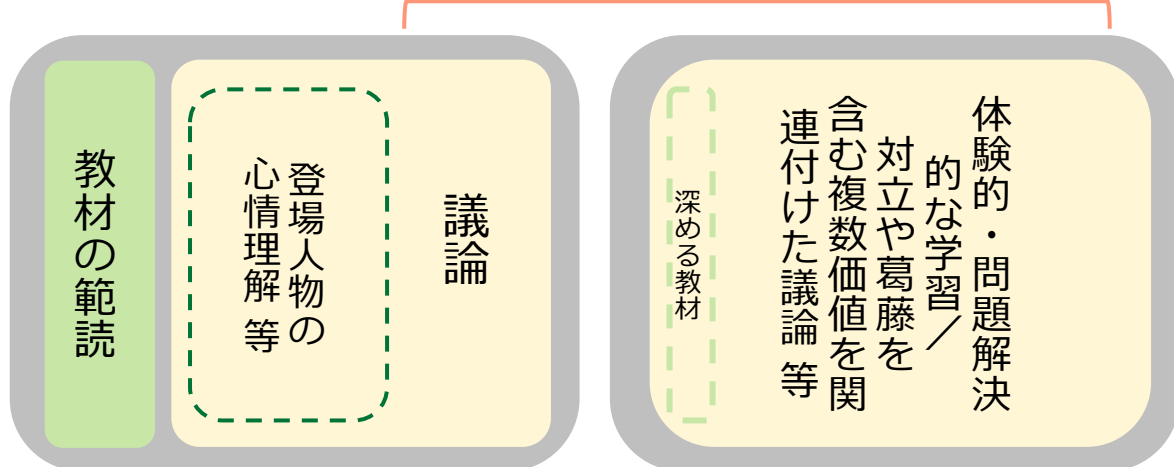
考え、議論する時間



（1教材を複数コマで取り扱う場合）

- 複数時間を前提とした授業設計の導入により、議論を深めたり、体験的・問題解決的な学習を充実したりすることで、考えの深まりにつなげる
- 同一の題材を考えるにあたって複数の道徳的価値を関連付けることにより、多面的・多角的に考えることを促す

考え、議論する時間



※ 上記は指導の「型」を示すものではなく、道徳科における具体的な学習の過程は多様であることに留意
※ 複数コマについては、連続した2コマを想定しているのではなく、翌週の取扱いを念頭
※ 2コマ目について、読み物教材ではない、「深める教材」を用いることも想定

1 教材を複数コマで取り扱う場合の内容項目の取扱い

- 現行の学習指導要領でも、指導の工夫の例として「一つの内容項目を複数の時間で扱う指導」と「内容項目間の関連を密にした指導」の両方が示されており、この2つの観点を組み合わせたことが考えられる。
- **1つの教材を複数コマで取り扱うことにより**、例えば「相互理解、寛容」と「規則の尊重」との葛藤や、「友情、信頼」と「公正、公平、社会正義」との葛藤など、**内容項目同士が対立したり葛藤したりする場面を含め、自分自身の問題として多面的・多角的に深めていくこと等も考えられる。**
- こうしたことを踏まえ、1教材を複数コマで取り扱う場合の内容項目の取扱いについては、**同一の内容項目について取扱う場合（パターン1）に加え、複数の内容項目について取り扱う場合（パターン2）**があり得ることを示し、**両方がバランスよく含まれた教材になるよう検討**してはどうか。

※ 教科書や教材の在り方については、別途検討を深める

パターン1

（1読み物教材・1内容項目・複数コマ）

（実践イメージ）

- 1時間目に読み物教材を読み、考え、議論する
- 2時間目に1時間目の題材に関連した問題解決的な学習や体験的な学習を実施したり、更に議論を深めたりして、自己との関わりで考えを深める

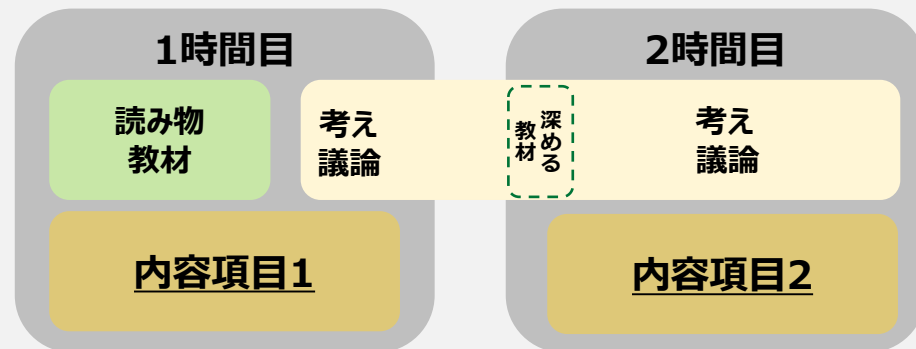


パターン2

（1読み物教材・複数内容項目・複数コマ）

（実践イメージ）

- 1時間目に読み物教材を読み、考え、議論する
- 2時間目に、同一の教材の内容と関連して異なる内容項目を取扱う中で、多面的・多角的に考えを深める



※ 「必ずしも内容項目を一つずつ主題として設定しなければならないということではない」（解説）とされている中、同一時間に複数内容項目を取扱う学びの在り方については今後検討を深める

小学校学習指導要領 抜粋（教材関係①）

小学校学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

3 教材については、次の事項に留意するものとする。

- (1) 児童の発達の段階や特性，地域の実情等を考慮し，多様な教材の活用に努めること。特に，生命の尊厳，自然，伝統と文化，先人の伝記，スポーツ，情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし，児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり，感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。
- (2) 教材については，教育基本法や学校教育法その他の法令に従い，次の観点に照らし適切と判断されるものであること。
 - ア 児童の発達の段階に即し，ねらいを達成するのにふさわしいものであること。
 - イ 人間尊重の精神にかなうものであって，悩みや葛藤等の心の揺れ，人間関係の理解等の課題も含め，児童が深く考えることができ，人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。
 - ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には，特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

小学校 解説

(P82)

道徳科の学習指導過程には，特に決められた形式はないが，一般的には以下のように，導入，展開，終末の各段階を設定することが広く行われている。このような指導を基本とするが，教師の指導の意図や教材の効果的な活用などに合わせて弾力的に扱うなどの工夫をすることが大切である。

- ア 導入の工夫 導入は，主題に対する児童の興味や関心を高め，ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめる動機付けを図る段階であると言われる。具体的には，本時の主題に関わる問題意識をもたせる導入，教材の内容に興味や関心をもちさせる導入などが考えられる。
- イ 展開の工夫 展開は，ねらいを達成するための中心となる段階であり，中心的な教材によって，児童一人一人が，ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に，自己を見つめる段階であると言われる。具体的には，児童の実態と教材の特質を押さえた発問などをしながら進めていく。ここでは，教材に描かれている道徳的価値に対する児童一人一人の感じ方や考え方を生かしたり，物事を多面的・多角的に考えたり，児童が自分との関わりで道徳的価値を理解したり，自己を見つめるなどの学習が深まるように留意する。児童がどのような問題意識をもち，どのようなことを中心にして自分との関わりで考えを深めていくのかについて主題が明瞭となった学習を心掛ける。

(P83)

(1) 多様な教材を生かした指導

道徳科では，道徳的な行為を題材とした教材を用いることが広く見られる。教材については，例えば，伝記，実話，意見文，物語，詩，劇などがあり，多様な形式のものを用いることができる。それらを学習指導で効果的に生かすには，登場人物の立場に立って自分との関わりで道徳的価値について理解したり，そのことを基にして自己を見つめたりすることが求められる。また，教材に対する感動を大事にする展開にしたり，道徳的価値を実現する上での迷いや葛藤を大切にしたりした展開，知見や気づきを得ることを重視した展開，批判的な見方を含めた展開にしたりするなどの学習指導過程や指導方法の工夫が求められる。その際，教材から読み取れる価値観を一方向的に教え込んだり，登場人物の心情理解に偏ったりした授業展開とならないようにするとともに，児童が道徳的価値を自分との関わりで考えることができるように問題解決的な学習を積極的に導入することが求められる。

小学校学習指導要領 抜粋（教材関係②）

小学校 解説

(P102~103)

(2) 多様な教材を活用した創意工夫ある指導

道徳科においても、**主たる教材として教科用図書を使用しなければならないことは言うまでもないが、道徳教育の特性に鑑みれば、各地域に根ざした地域教材など、多様な教材を併せて活用することが重要**となる。様々な題材について郷土の特色が生かせる教材は、児童にとって特に身近なものに感じられ、教材に親しみながら、ねらいとする道徳的価値について考えを深めることができるため、地域教材の開発や活用にも努めることが望ましい。

これらのほかにも、例えば、古典、随想、民話、詩歌などの読み物、映像ソフト、映像メディアなどの情報通信ネットワークを利用した教材、実話、写真、劇、漫画、紙芝居などの多彩な形式の教材など、多様なものが考えられる。このような教材が多様に開発されることを通して、その生かし方もより創意あるものになり、児童自身のその積極的な活用が促される。例えば、地域の人を招いて協力しながら学習を進める、実物を提示する、情報機器を生かして学習する、疑似体験活動を取り込んで学習する、授業の展開に中心的に位置付ける教材だけでなく、補助的な教材を組み合わせ、それらの多様な性格を生かし合うなど、様々な創意工夫が生み出される。そのためにも、開発された教材については、その内容や形式等の特徴を押さえて授業で活用したときに、児童がその内容をどのように受け止めるかを予想するなどして、提示の工夫、発問の仕方の工夫等を併せて検討しておくことが大切である。

(P104~105)

(略)、道徳科に用いられる教材の具備する要件として、次の点を満たすことが大切である。

(1) **児童の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいもの**であること

児童が教材の内容を把握して道徳的価値の理解を図ったり、自己を見つめたりすることができるように、児童の発達の段階に即した内容、表現であることが求められる。また、児童が学習に一層興味・関心を深め、意欲的に学習に取り組みたくなる内容や表現であることがふさわしい。

その上で、道徳科においては一定の道徳的価値を含んだねらいを達成するための授業を展開することから、教材には適切な道徳的価値に関わる事象や人物が取り上げられていることが必要である。なお、その際、学習指導要領に準じ、年間を通じて計画的、発展的に道徳的諸価値や児童の振り返りを指導できるように、教材が全体として調和的に開発・整備されることが必要である。

(2) **人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるもの**であること

(略)

(3) **多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないもの**であること

道徳科では、様々な課題に対応していくために、人としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観の存在を前提にして、他者と対話し協働しながら、物事を多面的・多角的に考えることを求めている。したがって、時に対立がある場合も含めて多様な見方や考え方のある事象や、多様な生き方が織り込まれ、生きる勇気や知恵などを感じられる人物などを取り扱うことは非常に有効であると考えられる。一方で、公教育として道徳科の指導を行う上で最も大切なことは、活用する教材が特定の価値観に偏しないことであり、多様な見方や考え方のある事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないか検討する必要がある。なお、教科用図書以外の教材を使用するに当たっては、「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成 27 年 3 月 4 日 初等中等教育局長通知）など、関係する法規等の趣旨を十分に理解した上で、適切に使用することが重要である。

「特別の教科 道徳」の教科書検定について（報告）

平成27年7月 教科用図書検定調査審議会

1 具体の改善方策（一部を除き、平成28年度の小学校道徳科の教科書検定から実施）

（1）「特別の教科 道徳」の教科書検定基準等について

○ 検定基準に道徳科の固有の条件として、以下の項目を新設する。

1. 学習指導要領において示されている題材・活動等について教科書上対応することを求める規定について

1. 「内容の取扱い」に示す題材（生命の尊厳、社会参画（中学校）、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等現代的な課題）は全て教材として取り上げていることを求める。
2. 「内容の取扱い」に示す「言語活動」「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」について教科書上適切な配慮がされていることを求める。

2. 学習指導要領における教材の配慮事項を踏まえた規定について

1. 「内容の取扱い」に照らして、1) 適切な教材を取り上げていること、2) 教材の取り上げ方として不適切なところはないこと、特に多様な見方や考え方ができる事柄を取り上げる場合には、その取り上げ方について特定の見方や考え方に偏った取扱いはされておらず公正であるとともに、児童生徒の心身の発達段階に即し、多面的・多角的に考えられるよう適切な配慮がされていることを求める。

3. 道徳科の内容項目との関係の明示を求める規定について

1. 図書の主な記述と、道徳科の内容項目との関係を明示し、かつその関係は学習指導要領に照らして適切であることを求める。

○ 上記のほか、道徳科の教科書について留意すべき点として、例えば、国際理解や国際協調の観点から、多面的・多角的に考えることができる教材であること、民間発行の副読本、教育委員会等作成の地域教材、「私たちの道徳」等の文部科学省（文部省）作成の教材等の様々な教材のよさを生かすこと、家庭や地域社会と連携した道徳教育にも資するものとなることなどを示す。

○ 道徳科の検定体制の充実方策として、以下のような方策を講じる。

1. 学校における道徳教育に精通した教員や指導主事等を専門委員として任命し、例えば一冊の教科書につき3名程度の者が調査に当たることができるようにすること。

2. 図書の内容に応じ、道徳科以外の教科に関して専門的知見を有する者（道徳科以外の教科を担当する部会の委員・臨時委員・専門委員その他の学識経験者等）の協力を得ることができるようにすること。

（2）その他の教科書検定に関する諸課題について

○ 義務教育用教科書の不合格図書について、「図書の基本的構成に重大な欠陥」「欠陥箇所数が著しく多い」等の図書は翌年度再申請とするよう規定を見直す。その際、合否の判定基準（不合格となる欠陥箇所数）も見直す。併せて再申請図書が合格した場合、採択替えができるよう規定を見直す。

○ 検定基準や学習指導要領の改正があった場合、発行者は新しい基準に基づいた教科書を検定申請すべきことを規定上明確化する。（平成28年度以降の基準改正に適用）

○ このほか、1) 検定済図書の訂正申請と検定基準との関係を規定上明確化、2) 審査中の適切な情報管理の徹底（情報流出の際に当該事案の概要を文部科学省ホームページで公表等）、3) 教科書記述の正確性の更なる向上（客観的に明白な誤記、誤植、脱字の箇所数一覧表の文部科学省ホームページでの公表等）、4) 検定手続関係書類の見直し（様式を定める規程の一元化等）などの改善を行う。

義務教育諸学校教科用図書検定基準 (平成29年8月10日文科科学省告示第105号) 抜粋

第2章 教科共通の条件

2 選択・扱い及び構成・排列 (学習指導要領との関係)

- (3) 学習指導要領の内容及び学習指導要領の内容の取扱いに示す事項が、学校教育法施行規則別表第1又は別表第2に定める授業時数に照らして図書の内容に適切に配分されていること。

第3章 教科固有の条件

【特別の教科】

[道徳科]

1 基本的条件

- (1) 小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(1)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(1)に示す題材の全てを教材として取り上げていること。
- (2) 小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)の*ア*及び*イ*並びに中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)の*ア*及び*イ*に照らして適切な教材を取り上げていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 図書の内容全体を通じて、小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(4)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(4)に示す言語活動について適切な配慮がされていること。
- (2) 図書の内容全体を通じて、小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(5)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(5)に示す問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習について適切な配慮がされていること。
- (3) 小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)に照らして取り上げ方に不適切なところはないこと。
特に、多様な見方や考え方のできる事柄を取り上げる場合には、その取り上げ方について特定の見方や考え方に偏った取扱いはされておらず公正であるとともに、児童又は生徒の心身の発達段階に即し、多面的・多角的に考えられるよう適切な配慮がされていること。
- (4) 図書の主たる記述と小学校学習指導要領第3章の第2「内容」及び中学校学習指導要領第3章の第2「内容」に示す項目との関係が明示されており、その関係は適切であること。

複数時間道徳の実践可能性のある現行教科書の教材例（パターン1：同一内容項目）

東京書籍「新編 新しいどうとく 4」

一つの教材を複数の時間で扱う指導

小学校
4年生

【主題名】 判断したことは自信を持って

【内容項目】 善悪の判断、自律、自由と責任 ※該当ページ：p.38～43

1 時間目

「いっしょになって、わらっちゃだめだ」

(4ページ教材)

教材
内容

- お父さんに、「ぼく」と仲のいい「みのる」が「ゆうじ」をからかっていたことについて「友達をからかって遊ぶのはいじめにならないか」と言われ、「ぼく」は気になっていた。
- 翌日の休み時間、「みのる」が「ゆうじ」をからかい、教室のみんなが笑う場面に立ち会った「ぼく」は、「みのる」や周りのみんなと目が合っても笑わず、だまって席を立てて教室を出ていった。
- その後「ゆうじ」へのからかいはやんだ。

発問

- 「ぼく」が教室を出ていったのは、どんなことを考えたからか
- 悪いことと思ったとき、どうするか。正しいと思ったことを、自信を持っておこなったことがあるか

2 時間目

「いじめに「NO」の空気をつくる」

(2ページの「深める教材」)

「深める
教材」
内容

- 「いじめ」について、1時間目の学びを広げる観点から、2枚の絵を見比べる
- 一人一人が「いじめに「NO」の空気をつくる」ことについて、考えを深める

活動
例

- 2枚の絵を見比べて、いじめを見ている人たちに、どのようなちがいがあがあるかを確認しながら話し合う
 - ✓ 1枚目の絵：いじめを見ている人たちが、見て見ぬふりをしたり、いじめに便乗したりしている
 - ✓ 2枚目の絵：いじめを見ている人たちが、いじめを受ける人の気持ちに配慮したり、いじめをする人にいじめを止める声掛けをしたりしている

【主題名】（記載なし）

【内容項目】①公正、公平、社会正義、②友情、信頼

※該当ページ：p.39～45

1 時間目

「明日、みんなで着よう」（4ページ教材）

【内容項目】公正、公平、社会正義

教材
内容

- ・ いまや全世界に広がっているいじめ反対運動「ピンクシャツデー」の始まりは、カナダの生徒2人が取った行動だった。
- ・ ピンク色のシャツを着た下級生がしつこくからかわれたことを聞いたこの2人は、いじめに対抗しその生徒を救うべく、インターネットでピンクのシャツを着て登校することを呼びかけた。
- ・ 翌朝、300人以上の生徒がピンク色のものを身に着けて登校し、その景色に、いじめられた生徒は安堵の表情を浮かべた。

発問

- 学校がピンク色に染まったのは、誰の、どのような思いがあったからか
- 学校がピンク色に染まったことについて、いじめられていた生徒はどんなことを思っただろうか
- 「ピンクシャツデー」の取り組みが世界に広がっているのはなぜか

2 時間目

「まなびをプラス 「いじり」って」

（3ページの「深める教材」） 【内容項目】友情、信頼

「深める
教材」
内容

- ・ 1時間目の学びを広げる観点から、「いじり」について考える
 - ✓ まず自分の思う「いじり」について、どのような行為や状況かを考える
 - ✓ 8つの問いから「いじり」とは何か、話し合う
 - ✓ 現実に「悩み相談」サイトに寄せられた、日々いじられている人の体験談（ささいな失敗をきっかけに何度もいじられるようになり、いまさらやめてほしいと言うこともできず、毎日おびえながら過ごしている）から、感じたことを言語化してみる

発問

- 「いじり」とは、どんな行為や状況のことか
- 「いじり」とは何か
- 友情を育むために大切なことは何か

【主題名】 ①自分の意志で、②信頼される友達 【内容項目】 ①自主、自律、自由と責任、②友情、信頼 ※該当ページ：p. 30～37

1 時間目

「五月の風—カナ—」（4ページ教材）

【内容項目】自主、自律、自由と責任

【カナの立場から見た場面】

- スマホを持たないカナは、いつも連絡を伝言してくれるミカからの取次がなく、グループの約束の待ちぼうけを食らってしまう。夜ミカに電話してみると、スマホ上のみでのやり取りで待ち合わせ場所が変わっていたと伝えられた。
- カナは、スマホを持たないことにした決意と仲間外れになりたくない気持ちとの間で葛藤する。
- 翌朝、カナは勇気をもってミカに、面倒をかけてしまうが今後も取次をお願いしたいと声をかけ、和解する。

教材
内容

発問

- カナがミカに会って伝えた言葉には、カナのどんな思いがあったのだろうか
- 自分で考え行動するとき大切なことは何か

2 時間目

「五月の風—ミカ—」（4ページ教材）

【内容項目】友情、信頼


【ミカの立場から見た場面】

- スマホのメッセージのやり取りの中でグループの待ち合わせ場所が急が変わった。ミカがいつも通りカナにも伝えようとする、グループの他のメンバーから面倒だから伝えなくていいのでは、と言われてしまう。
- ミカは結局伝えなかったが、夜カナから確認の電話が来たことで気持ちが揺さぶられる。
- 翌朝カナに声をかけられたミカは、カナの信頼に応えられなかったことに涙をこぼし、和解する。

教材
内容

発問

- 1時間目の学びも踏まえて、以下の問いについて話し合う
- ミカがカナに連絡しなかったことには、どんな問題があるか
 - カナからの電話でミカが動揺したのはなぜか
 - 「カナの信頼に応えていない」と思ったミカは、自分の行動からどんなことを考えたか
 - 信頼される友人になるために大切なことを何か



3. 情報モラルと現代的な課題 への対応の考え方について

具体的論点（案）

1. 情報モラルに関わる取扱い

- 情報モラルについては、現行指導要領の総則解説で「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」とされており、倫理的・道徳的な側面と深く関わることから、道徳科の内容の取扱いにも明示的に位置付けられており、教科書の教材としても取り上げられている。
- また、論点整理では、「情報活用能力の抜本的な向上」を打ち出すとともに、情報・技術WGでは、情報活用能力の3つの柱の1つである「情報技術の適切な取り扱い」の一部として「情報モラル」を位置付けており、道徳科においても、小学校の総合的な学習の時間の「情報の領域（仮称）」や中学校の情報・技術科（仮称）とは異なる道徳科の学びの文脈で、必要な改善を図る必要がある。
- こうした検討に当たり、10年前と現在の状況を比べると、以下のような変化が指摘されている。
 - ✓ AIによる大量の情報の生成を含め、正しい情報と誤情報を見分けることの困難化や、フィルターバブルやエコーチェンバーの影響により価値観に偏りが生じやすい状況が生じていること
 - ✓ スマートフォンの保有が進む中、情報を消費する立場に加え、低年齢から情報を発信したり、拡散したりする立場になることが多くなっていること
 - ✓ こうした中、簡単な操作で他者や社会に悪影響を与えたり、犯罪等に巻き込まれたりするリスクが大きくなっていること（例：プライバシーの漏洩や「デジタル・タトゥー」、デマの拡散、いじめへの同調、闇バイトへの関与等）
- こうした変化も踏まえ、教科書・教材のアップデートを促す観点から、解説において、以下の方向で、記載を検討してはどうか。
 - ✓ 情報モラルについて取り扱うにあたっては、発達の段階に応じ、道徳的諸価値との関係で「してはならないこと」（例：個人情報を出さない、誹謗中傷をしない）といった「何がよいかは分かっている問い」についても、なぜそのようなことをしてしまうのかといった心の弱さ等との関係で考え、議論すること
 - ✓ 情報技術へのアクセスの低年齢化の実態や発達の段階を踏まえつつ、複数の道徳的価値が関わり、単純な正誤だけでは判断しにくい問いと向き合う機会を設けるよう留意すること（例：炎上している投稿のリポスト、匿名アカウントでの不満の発信、不確かな事件情報の拡散等）や、そうした場合の、発達段階を踏まえた、いわゆるネガティブ・ケイパビリティ（曖昧さに耐えること）との関係

2. 道徳科におけるAIとの向き合い方

- 前述の情報モラルとも関わって、特にAIについては、急速に産業や社会に浸透し、構造的な変化を起こしている中であって、「人間として生きること」や「人間としての価値判断と責任」が問い直され、自己を見つめ、生き方についての考えを深める道徳教育が一層重要になっているとの指摘もある。
- また、子供も含めた人々の日常生活を切り離すことが容易ではない状況が生まれる中で、AIをめぐる道徳的諸価値と関わる問いとしては、例えば、以下が挙げられる。
 - ✓ 学習課題や作品づくりに取り組む上で、何のために、どこまでAIを活用すべきかや、そもそも何のために学ぶのか
 - ✓ AIの出力から得た情報やAIによってパーソナライズされた情報を、どのように受け止め、判断すべきか
- 上記はあくまでも一例であるが、情報モラルの一環として取り扱うことが考えられる様々な題材の1つとして、AIの惹起する道徳的課題について、発達の段階を踏まえつつ、道徳科の教材の中でも取り扱うことが考えられることを、解説で示すこととしてはどうか。また、AIに関わる技術的な変化の速度に鑑み、AIに関わる解説の記述については、教科書の検定サイクルを念頭に、必要に応じて見直しを行うこととしてはどうか。

具体的論点（案）

3. 「民主的で持続可能な社会の創り手の育成」や主権者教育等との関係

- 論点整理で「次期学習指導要領に向けた基本的な考え方」として「民主的で持続可能な社会の創り手育成」が示される中、例えばその背景としての「内なる国際化による人口の多様性」の拡大や、「SNSや生成AIの負の側面の影響による社会分断の可能性」といった現代的な課題について、例えば「相互理解、寛容」、「公正、公平、社会正義」をはじめとする様々な道徳的諸価値との関わりが考えられる。
- また、「民主的で持続可能な社会の創り手育成」に向け、「当事者意識を持って、自分の意見を形成し、対話と合意を図る取組」の推進や、「主体的な社会参画に関わる教育の改善」が今次改訂の大きな論点となっている中で、本WGで議論してきた「考え、議論する道徳」の実装は、「自分の意見の形成」「対話と合意」を支え、こうした改訂全体の方針の具現化に大きく寄与し得るものであると言える。
- 更に、各教科等WGでは、以下のような検討が行われている状況がある。
 - ✓ 特別活動では、「こども基本法」を踏まえた「子供の意見表明」の機会の確保の視点も踏まえ、（「規則の尊重」に留まらない）「児童生徒が主体となった学級におけるルール形成」（教師の適切な指導のもと）主体的に学校の運営にも関わるといった「社会創造」の視点を今次改訂の主要なテーマの一つとして議論
 - ✓ 社会科では、主権者教育について、特別活動をはじめ各教科等とも関連付けながら、社会との関わりを意識した課題の設定や、子供たちが主体となって実感を持つことができる実践的な活動、選挙管理委員会や議会事務局、NPO法人等の外部機関等との円滑な連携・協働を進めていくことを議論
- こうした特別活動や社会科の改訂の方向性を踏まえれば、「公正」に関わる問題の発見、心理的安全性をもって対話するための「寛容」、多様な意見について納得解を形成する場面での「相互理解」など、道徳的諸価値に関わって判断や実践等を行う場面がより一層多く想定される。
- このため、道徳科において、「複数時間」の取組とも相まって、各教科等、とりわけ特別活動や社会科の改訂の方向性との連携を図りつつ、道徳的諸価値やそれらの葛藤について取り扱う旨を、解説等で示すこととし、現代的諸課題としての子供のより一層の社会参画、「民主的で持続可能な社会の創り手育成」に向けた教育の充実や、主権者教育の充実を図ることとしてはどうか。

（※）道徳科では、道徳科の目標に基づき35単位時間の授業が行われることが前提

參考資料

「メディアリテラシー」に関する内容の考え方

- 「メディアリテラシー」に関する内容は、現行の情報モラルの考え方（情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度）と重複するものと、現行学習指導要領では明確に位置づけられていないものがあり不明確
- 「メディアリテラシー」に関する内容は、情報モラルとともに「②適切な取扱い」の一環として扱うことと整理し明確化してはどうか

2

情報技術の適切な取扱い

法や制度

情報技術に関わる法令・ルール、著作権等の権利、個人情報 他

倫理

情報社会におけるマナー、責任ある利用 他

安全

情報セキュリティ、危険回避、偽誤情報、メディアや情報との関わり、健康影響 他

情報モラル（現行）

「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」（学習指導要領解説）

＜解説で示されている内容例＞

- ルールやマナーを守り、自他の権利を尊重し 情報社会での行動に責任をもつ
- 情報機器の使用による健康との関わりを理解する

「メディアリテラシー」（一部）

＜解説で示されている内容例＞

- 情報には誤ったものや危険なものがあることを知る
- 情報を安全に利用する
- 情報発信による他人や社会への影響について考える

「メディアリテラシー」の重要な要素である、情報の吟味や批判的な評価、デジタル社会への参画といった要素が内容として不明確

「メディアリテラシー」に関して想定される学習内容イメージ（核となる教科等）

小学校

- 情報メディアを介して得る情報には、誤ったものや危険なものがあることから、すぐ鵜呑みせずに吟味したうえで判断する
- 情報メディアを介して得る情報は、送りが手が情報の一部を切り貼りするなど再構成して発信していたり、受け手によって情報に対する印象が異なって伝わるといった認識の下、情報を受発信する 等

中学校

- 情報メディアを介して得る情報は、アルゴリズムによって受け手の嗜好に合わせた取捨選択が行われていたり、AIにより生成された偽・誤情報も含まれることから、メディアを比較しながら、情報の信頼性や信ぴょう性を吟味し批判的に考察する
- 情報メディアを介して得る情報には、人間の心理的傾向が働いたり、社会的・文化的な背景がある認識の下、情報を受発信する 等

高等学校

- 情報メディアやAIにより発信される真偽不明なものを含む大量の情報の中から、必要な情報を吟味し多角的に分析して批判的に考察する（曖昧な情報は不用意に用いたり発信しない）
- 情報メディアの特性（フィルターバブルやエコーチェンバー等）を踏まえつつ得られた情報を根拠に、問題解決に向けて論理的に仮説・検証を繰り返す 等

※内容としての具体的な取扱い方や位置づけ方は、情報活用能力全体の体系的の整理と整合を図りながら、今後検討

小学校学習指導要領 抜粋（現代的諸課題関係）

小学校

第1章 総則

第2 教育課程の編成

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

(2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた**現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成**していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

第3章 特別の教科 道徳

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、**情報モラルに関する指導を充実**すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、**社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意**し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

3 教材については、次の事項に留意するものとする。

(1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、**生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材**とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

指導要領解説 抜粋（現代的諸課題関係）

小学校

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

第3節 指導の配慮事項

6 情報モラルと現代的な課題に関する指導

(2) 現代的な課題の扱い

道徳科の内容で扱う道徳的諸価値は、現代社会の様々な課題に直接関わっている。児童には、発達段階に応じて現代的な課題を身近な問題と結び付けて、自分との関わりで考えられるようにすることが求められる。現代社会を生きる上での課題を扱う場合には、問題解決的な学習を行ったり話し合いを深めたりするなどの指導方法を工夫し、課題を自分との関係で捉え、その解決に向けて考え続けようとする意欲や態度を育てることが大切である。例えば、食育、健康教育、消費者教育、防災教育、福祉に関する教育、法教育、社会参画に関する教育、伝統文化教育、国際理解教育、キャリア教育など、学校の特色を生かして取り組んでいる現代的な教育課題については、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における学習と関連付け、それらの教育課題を主題とした教材を活用するなどして、様々な道徳的価値の視点で学習を深めたり、児童自身がこれらの学習を進展させたりして、人として他者と共によりよく生きる上で大切なものとは何か、自分はどのように生きていくべきかなどについて、考えを深めていくことができるような取組が求められる。また、例えば、持続可能な発展を巡っては、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があり、これらの問題は、生命や人権、自然環境保全、公正・公平、社会正義、国際親善など様々な道徳的価値に関わる葛藤がある。このように現代的な課題には、葛藤や対立のある事象なども多く、特に「規則の尊重」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「生命の尊さ」「自然愛護」などについては現代的な課題と関連の深い内容であると考えられ、発達段階に応じてこれらの課題を取り上げるのが求められる。さらに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の施行を踏まえ、障害の有無などに関わらず、互いのよさを認め合って協働していく態度を育てるための工夫も求められる。さらに、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を養うことも重要な課題となっている。このことについては、「善悪の判断、自律、自由と責任」「規則の尊重」「勤労、公共の精神」などの指導の際に配慮をすることが大切になる。その際、これらの諸課題には多様な見方や考え方があり、一面的な理解では解決できないことに気付かせ、多様な価値観の人々と協働して問題を解決していきこうとする意欲を育むよう留意することが求められる。そのためには、例えば、複数の内容項目を関連付けて扱う指導によって、児童の多様な考え方を引き出せるように工夫することなどが考えられる。なお、これらの現代的な課題の学習では、多様な見方や考え方があることを理解させ、答えが定まっていない問題や多面的・多角的視点から考え続ける姿勢を育てることが大切である。安易に結論を出させたり、特定の見方や考え方に偏った指導を行ったりすることのないよう留意し、児童が自分と異なる考えや立場についても理解を深められるよう配慮しなければならない。

第4節 道徳科の教材に求められる内容の観点

1 教材の開発と活用の創意工夫

(1) 道徳科に生かす多様な教材の開発

教材の開発に当たっては、日常から多様なメディアや書籍、身近な出来事等に関心をもつとともに、柔軟な発想をもち、教材を広く求める姿勢が大切である。具体的には、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材として、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発が求められる。

中学校

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

第3節 指導の配慮事項

6 情報モラルと現代的な課題に関する指導

(2) 現代的な課題の扱い

道徳科の内容で扱う道徳的諸価値は、現代社会の様々な課題に直接関わっている。中学生には、こうした解決の難しい、答えの定まっていない問題や葛藤について理解を深め、多面的・多角的に考えることができる思考力が育ってきている。現代社会を生きる上での課題を扱う場合には、問題解決的な学習を行ったり討論を深めたりするなどの指導方法を工夫し、課題を自分との関係で捉え、その解決に向けて考え続けようとする意欲や態度を育てることが大切である。例えば、食育、健康教育、消費者教育、防災教育、福祉に関する教育、法教育、社会参画に関する教育、伝統文化教育、国際理解教育、キャリア教育など、学校の特色を生かして取り組んでいる教育課題については、関連する内容項目の学習を踏まえた上で、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などにおける学習と関連付け、それらの教育課題を主題とした教材を活用するなどして、様々な道徳的価値の視点で学習を深め、生徒自身がこれらの学習を進展させたりして、人として他者と共によりよく生きる上で大切なものとは何か、自分はどのように生きていくべきかなどについて、考えを深めていくことができるような取組が求められる。また、例えば、科学技術の発展に伴う生命倫理の問題や社会の持続可能な発展を巡っては、生命や人権、自己決定、自然環境保全、公正、公平、社会正義など様々な道徳的価値に関わる葛藤がある。このように現代的な課題には、葛藤や対立のある事象も多く、特に「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際貢献」「生命の尊さ」「自然愛護」などについては、現代的な課題と関連の深い内容であると考えられ、発達段階に応じて、これらの課題を積極的に取り上げることが求められる。さらに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の施行を踏まえ、障害の有無などに関わらず、互いのよさを認め合って協働していく態度を育てるための工夫も求められる。また、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を養うことも重要な課題となっている。その際、これらの諸課題には多様な見方や考え方があり、一面的な理解では解決できないことに気付かせ、多様な価値観の人々と協働して問題を解決していきこうとする意欲を育むよう留意することが求められる。そのためには、例えば、複数の内容項目を関連付けて扱う指導によって、生徒の多様な考え方を引き出せるように工夫することなどが考えられる。なお、これらの現代的な課題の学習では、多様な見方や考え方があることを理解させ、答えが定まっていない問題を多面的・多角的視点から考え続ける姿勢を育てることが大切である。安易に結論を出させたり、特定の見方や考え方に偏った指導を行ったりすることのないよう留意し、生徒が自分と異なる考えや立場についても理解を深められるよう配慮しなければならない。

第4節 道徳科の教材に求められる内容の観点

1 教材の開発と活用の創意工夫

(1) 道徳科に生かす多様な教材の開発

教材の開発に当たっては、日常から多様なメディアや書籍、身近な出来事等に関心をもつとともに、柔軟な発想をもち、教材を広く求める姿勢が大切である。具体的には、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材として、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発が求められる。

教育基本法 関連部分抜粋

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

こども基本法 関連部分抜粋

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五・六 （略）

3. 情報技術が認知や行動に与えるリスク

① 子供たちは常時ネット接続の環境に

● 青少年のインターネットの利用時間の1日平均

小学生	中学生	高校生
約3時間44分	約5時間2分	約6時間19分

○インターネットを利用すると回答した青少年の平均利用時間は、前年と比べ約5分増加し、約5時間2分。
○目的ごとの平均利用時間は**趣味・娯楽**が最も多く、約3時間1分。

● 子供専用のスマホ保有率

小学生	中学生	高校生
72.0% (0.0%)	95.3% (2.6%)	99.1% (3.9%)

(2010年度)※

● 青少年の健康面への懸念

✓最も多いのは「インターネットにのめりこんで勉強に集中できなかったり、**睡眠不足**になったりしたことがある」(24.6%)

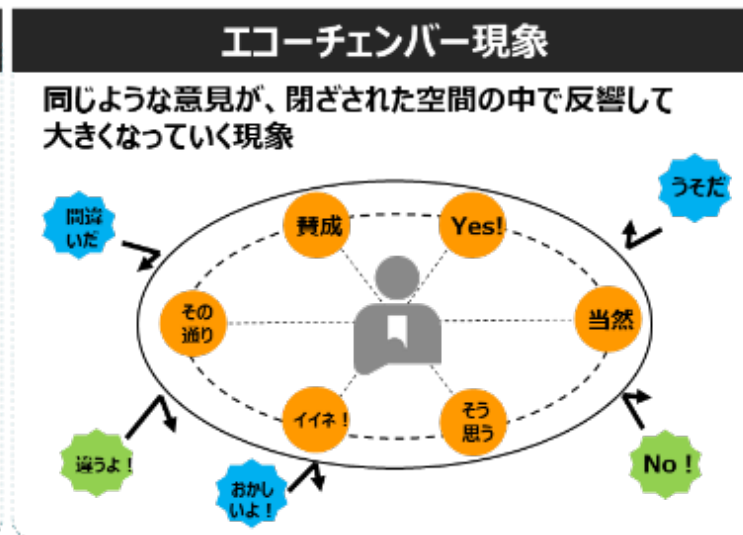
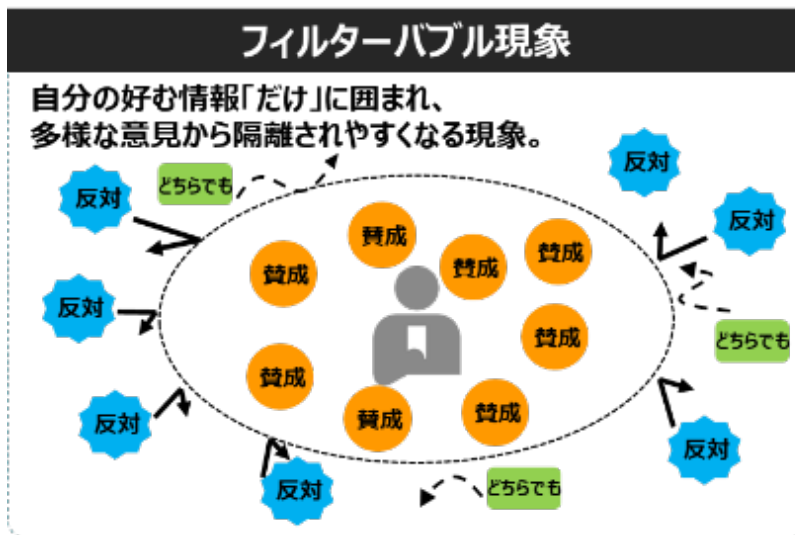
(出典)
令和6年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書 令和7年3月こども家庭庁
※平成22年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」結果について(概要) 平成23年2月内閣府
平成26年度より調査方法等を変更したため、平成25年度以前の調査結果を直接比較ができないことに留意。「小学生」の調査対象は、満10歳以上。

② フィルターバブル、エコーチェンバーの影響

● 検索結果やSNS等で表示されている情報がパーソナライズされていることへの認識

- ✓日本は「知っている」(44.7%)、他の対象国(80%~90%)と比べて大幅に低い
- ✓理解が不足していると情報を正しく評価できず、社会生活で誤った判断を下す危険

(出所) 情報通信白書令和5年度版



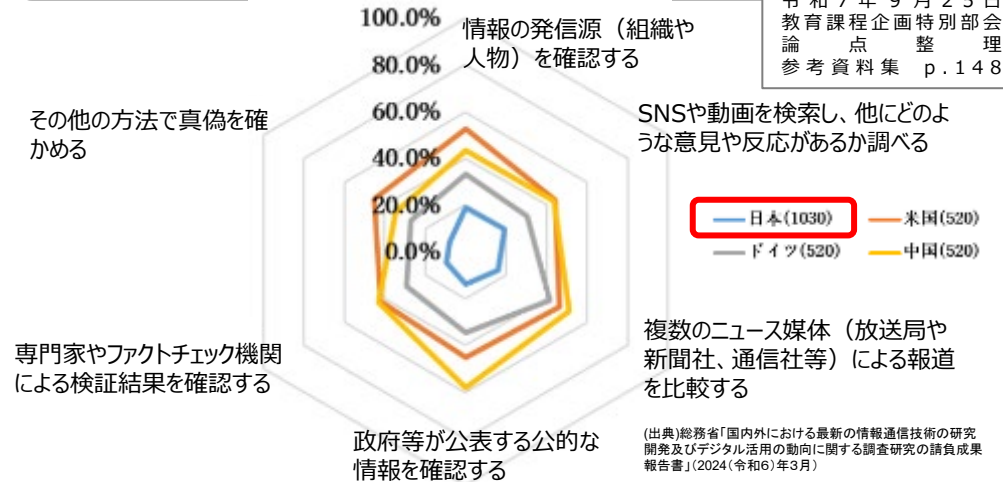
③ 偽・誤情報の認識率が他国より低い

SNSやブログなどで偽情報・誤情報だと思う情報を見かける頻度

	ほとんどない (%)	そもそも何が偽情報・誤情報なのかが分からない (%)
日本	15.3	14.5
アメリカ	4.5	1.3
イギリス	7.3	1.9
フランス	8.7	3.3
韓国	7.9	1.1

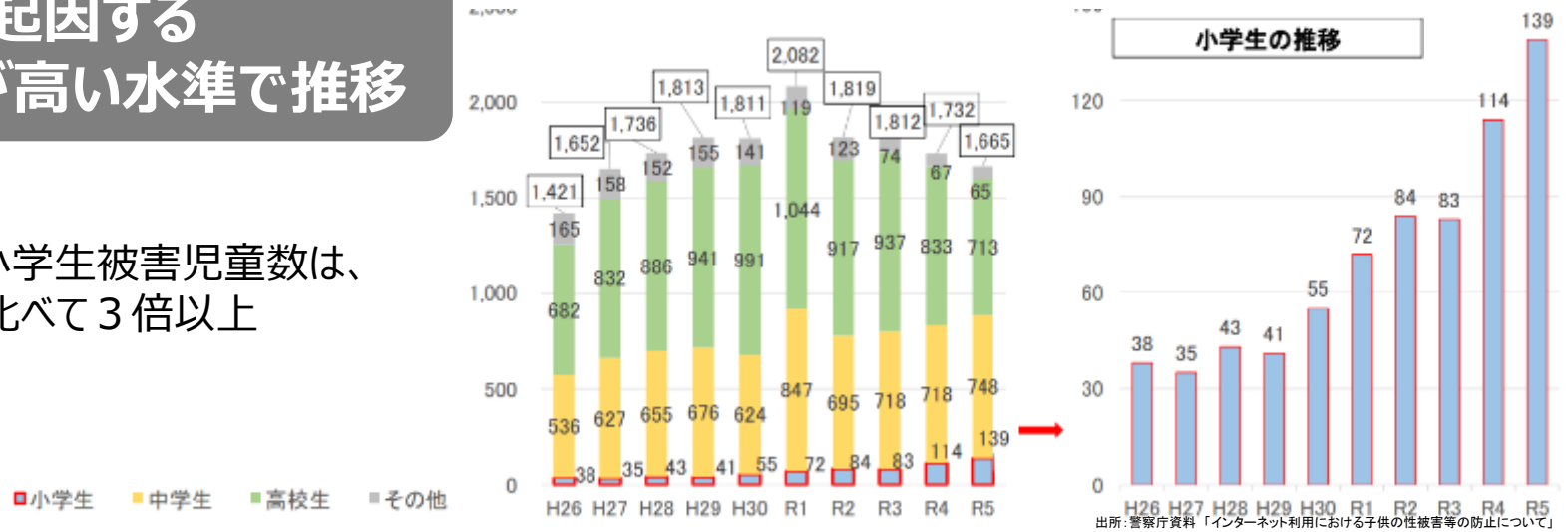
出所:総務省「令和4年度 国内外における偽・誤情報に関する意識調査」より作成

④ ネット情報の信頼性、確認の割合 いずれの方法も他国より大幅に低い



⑤ SNS等に起因する 児童の被害が高い水準で推移

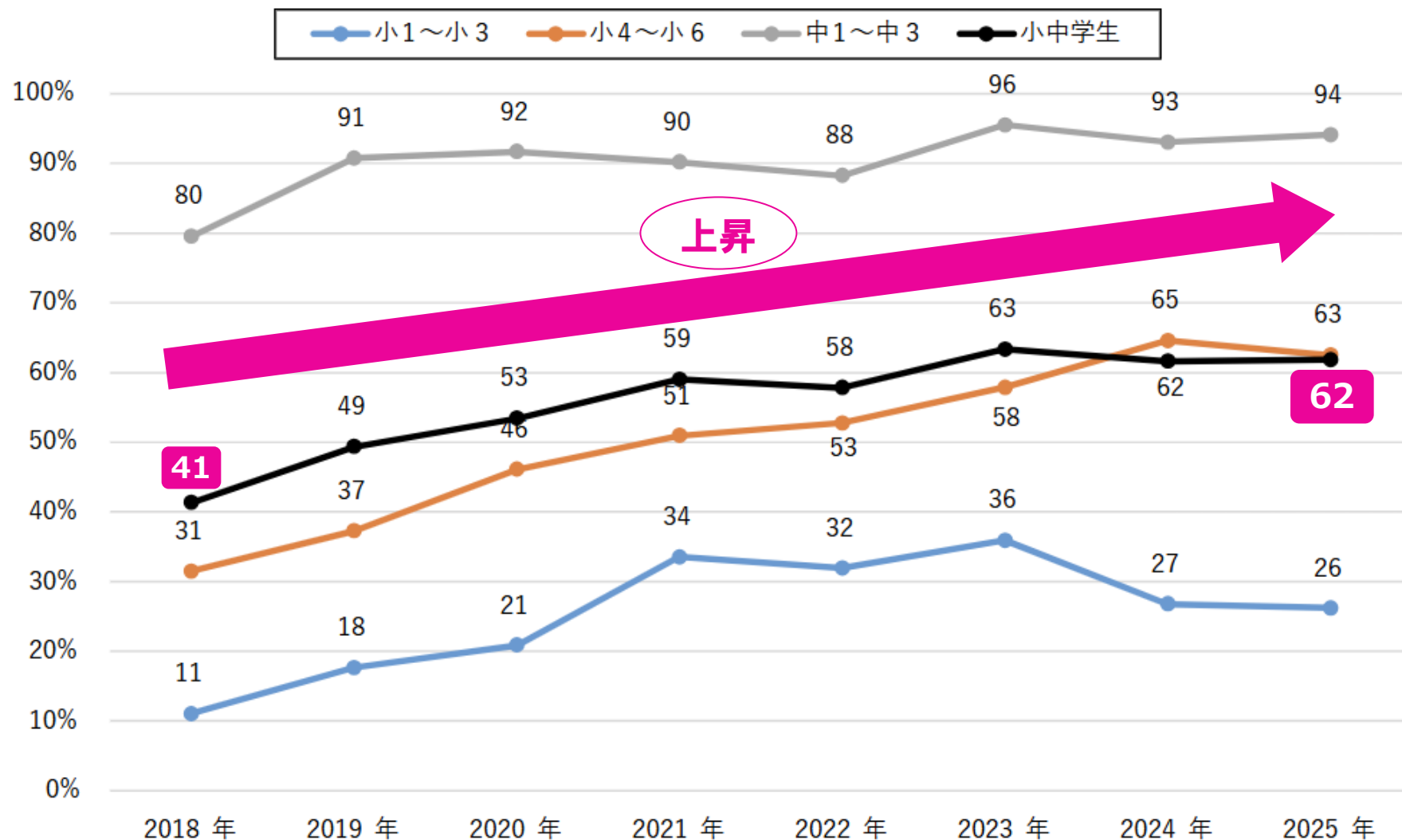
✓令和5年の小学生被害児童数は、平成26年に比べて3倍以上



負の側面が生じる仕組を理解し、適切に対応できる力が必要
情報技術をより適切に活用する力にも繋がる

小中学生のSNS利用率は約6割。平均的に上昇傾向にある。

小中学生の学年別のSNS利用率について【経年変化】

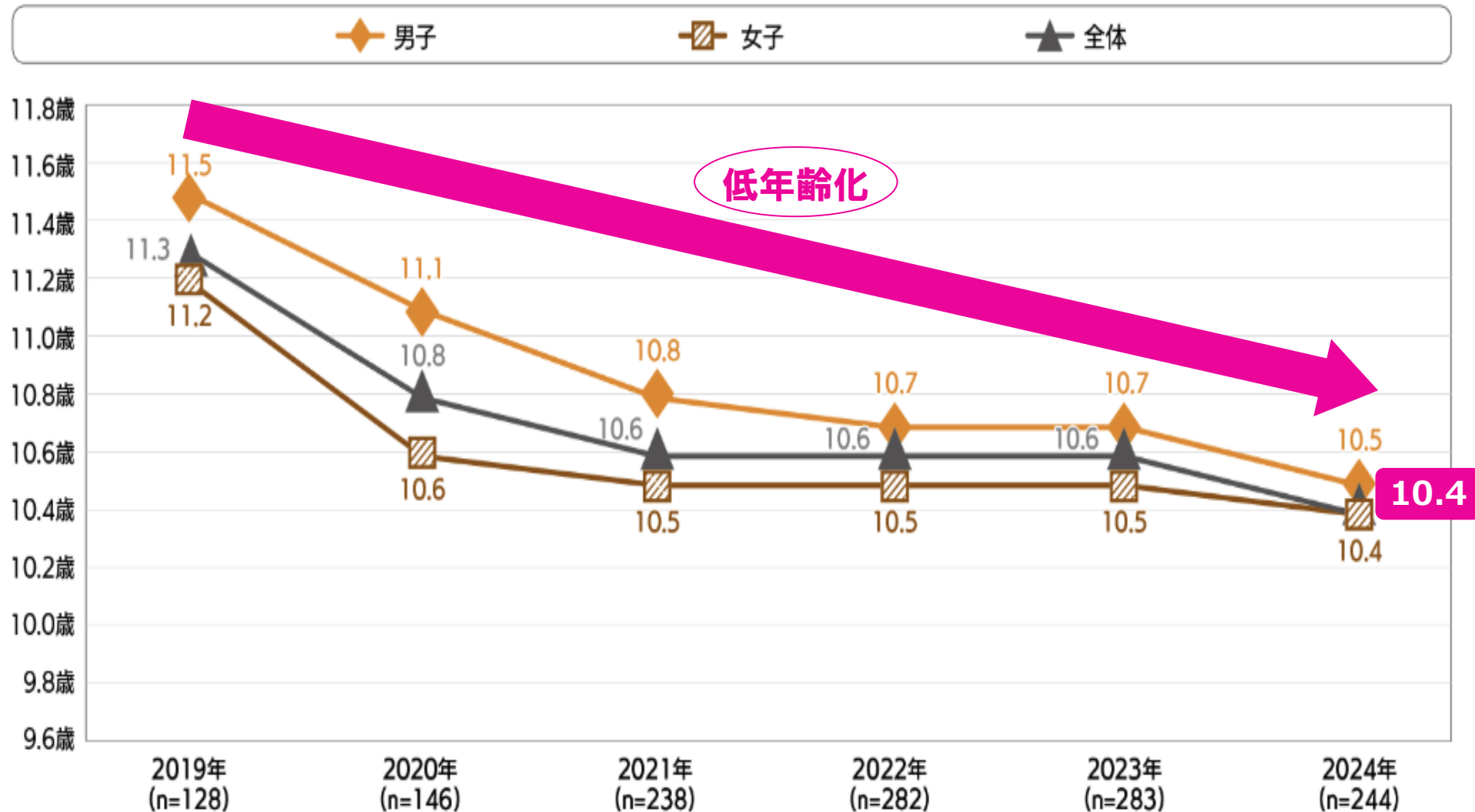


【出典】モバイル社会研究所「2025年親と子の調査」（令和6年2月16日公表）参考資料②図7より作成

※全国の小中学生とその親1,200組（層化二段抽出）に対する訪問留置調査 ※関東地区に限る ※TikTokは2020年より、BeReal.とDiscordは2025年より調査

スマートフォン所有開始年齢の平均は10歳。低年齢化傾向にある。

スマートフォンの所有開始年齢の推移について

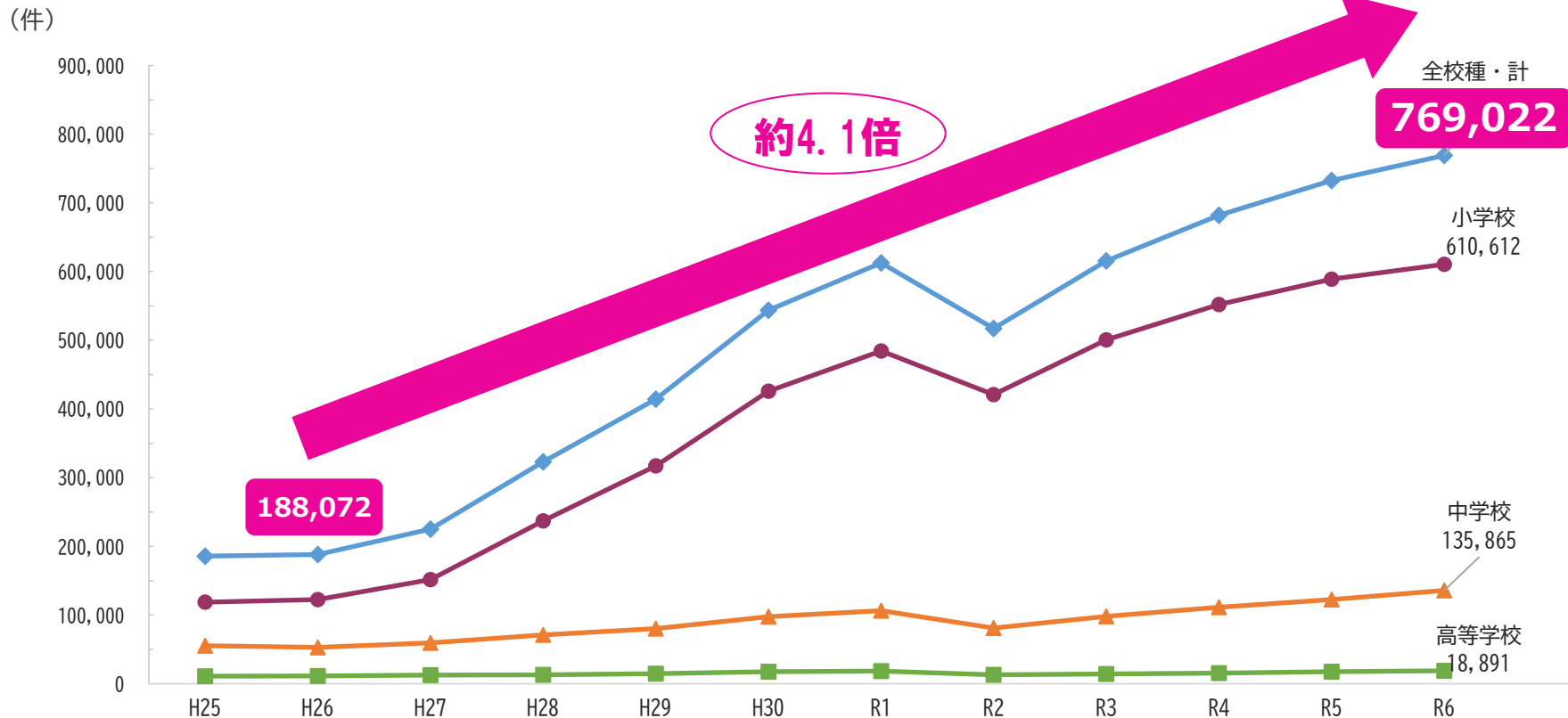


いじめの認知件数は過去最多の約77万件。 10年前と比べて約4.1倍に増加。

いじめの認知件数について

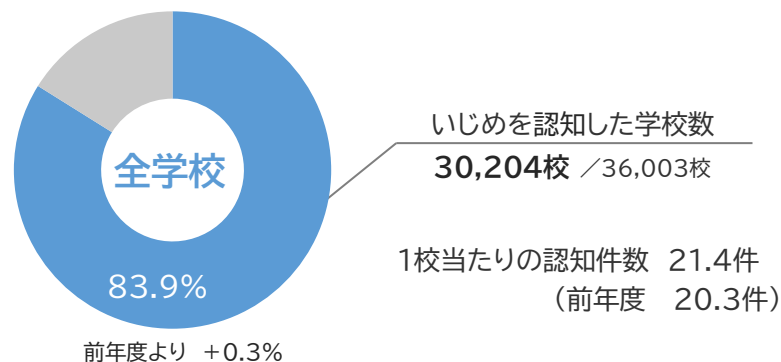
いじめの認知件数の推移

※認知件数の増加については、いじめの解消に向けた取組のスタートラインに立っているものとして、肯定的に評価。



いじめの認知件数について(学校種ごとの割合)

いじめを認知した学校の割合

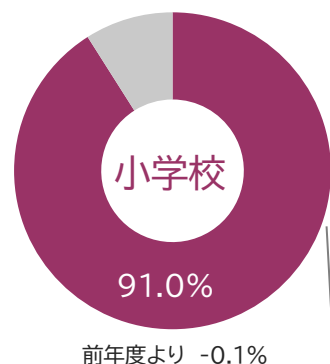


「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」(平成27年12月22日付け児童生徒課長通知)にて、下記のとおり通知しており、各学校においていじめの認知への取組が行われている。

【通知より抜粋】

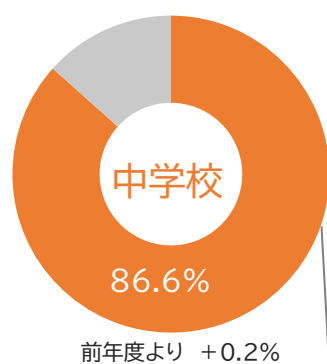
いじめを認知していない学校…(略)…にあつては真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。特に、…いじめの認知件数が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認すること。

学校種別の状況



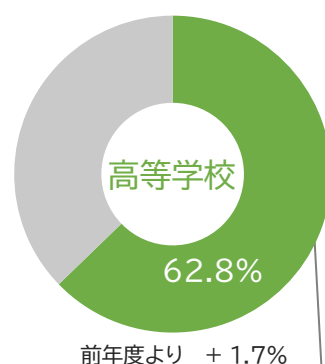
いじめを認知した学校数
17,347校 / 19,060校

1校当たりの認知件数 32.0件
(前年度 30.7件)



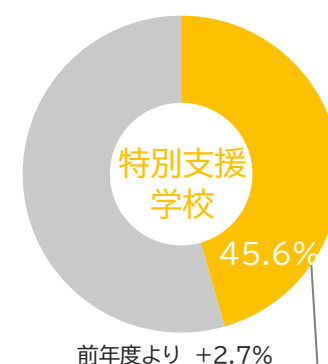
いじめを認知した学校数
8,816校 / 10,179校

1校当たりの認知件数 13.3件
(前年度 12.0件)



いじめを認知した学校数
3,499校 / 5,575校

1校当たりの認知件数 3.4件
(前年度 3.2件)

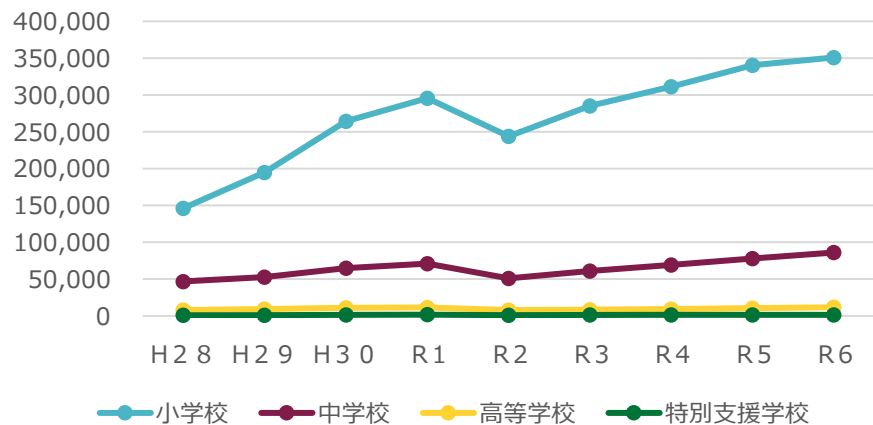


いじめを認知した学校数
542校 / 1,189校

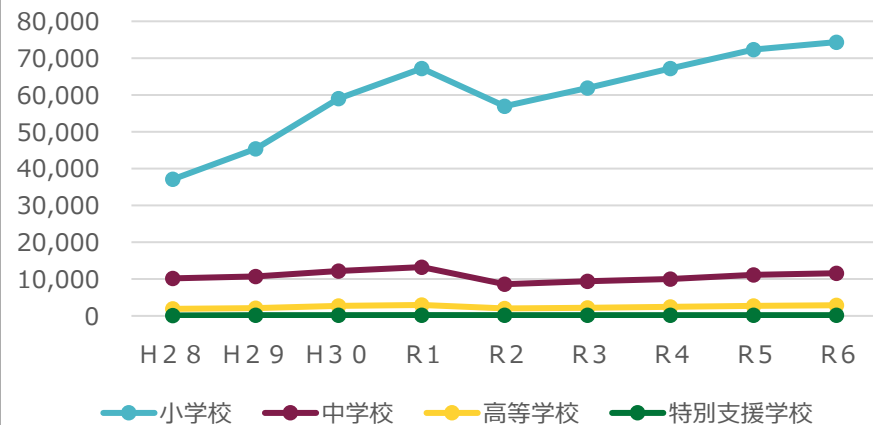
1校当たりの認知件数 3.1件
(前年度 2.8件)

いじめの様態別経年変化

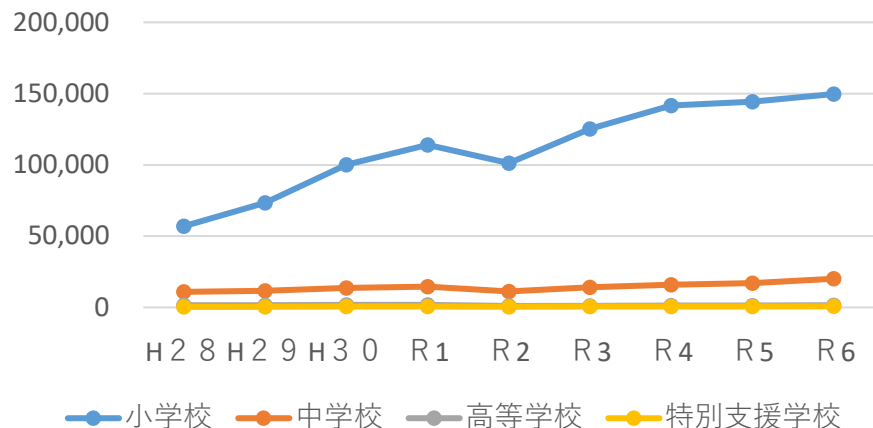
ひやかしゃからかい、悪口や脅し文句



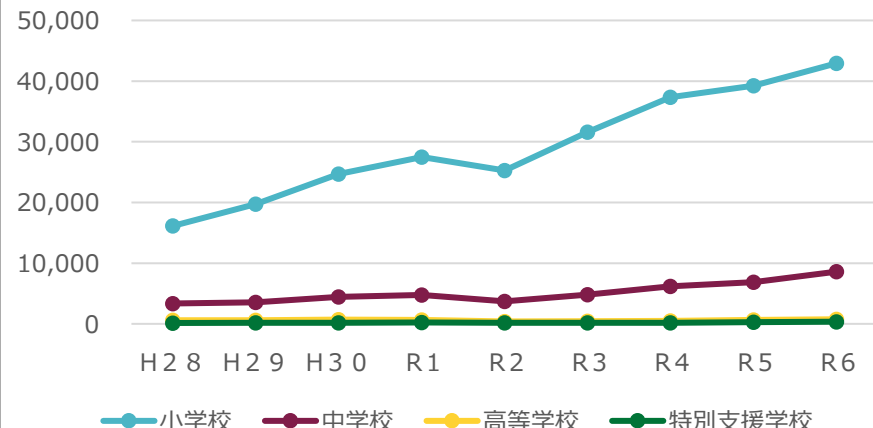
仲間外れ、集団による無視



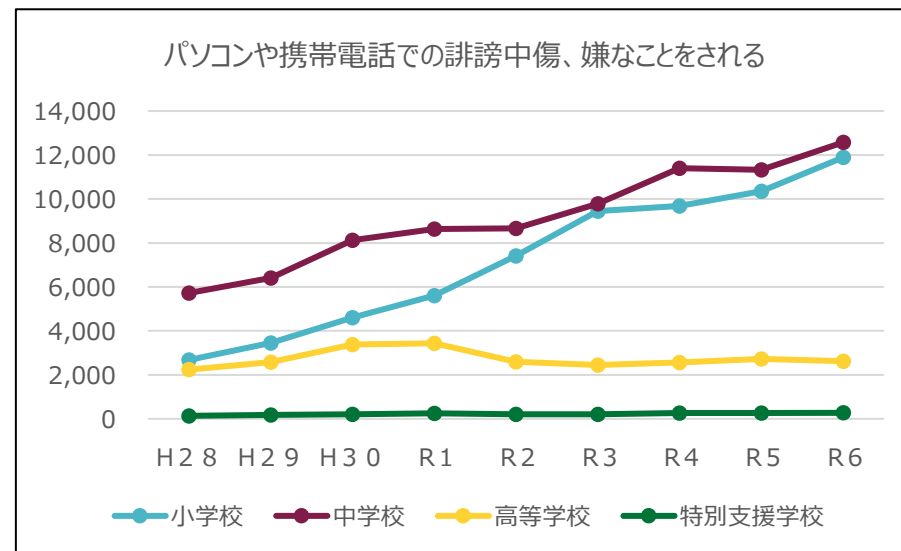
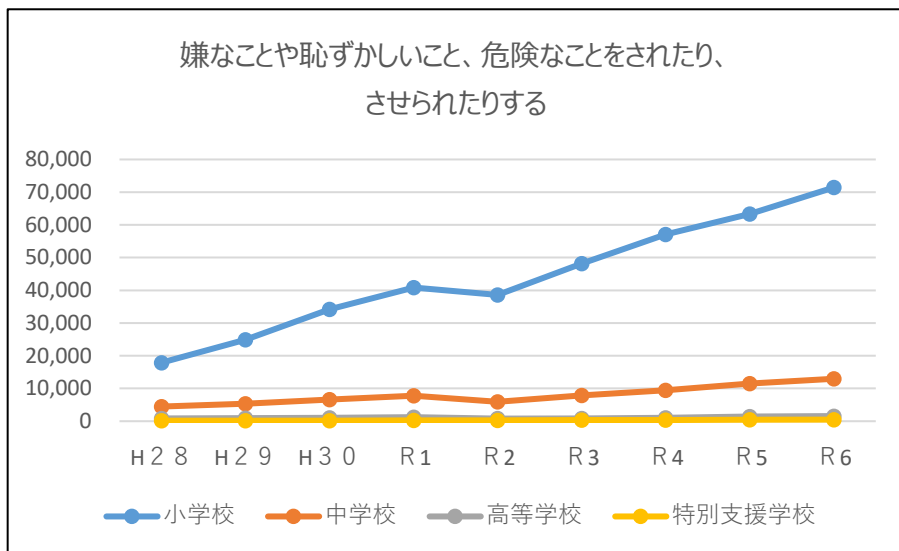
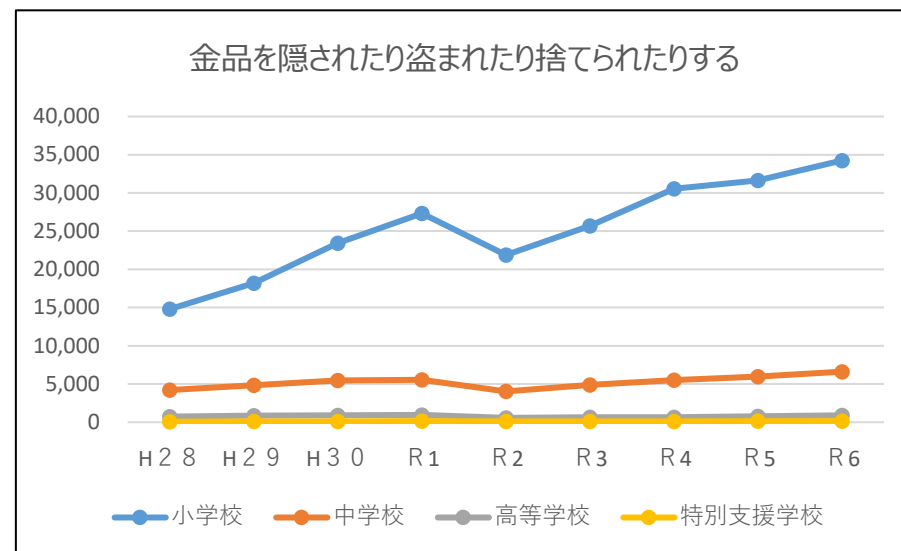
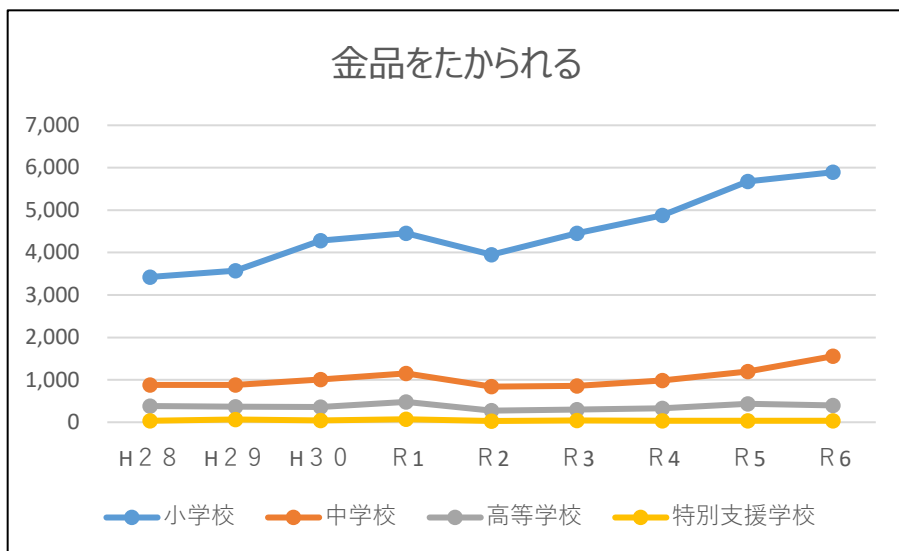
軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれたりけられたりする



ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする



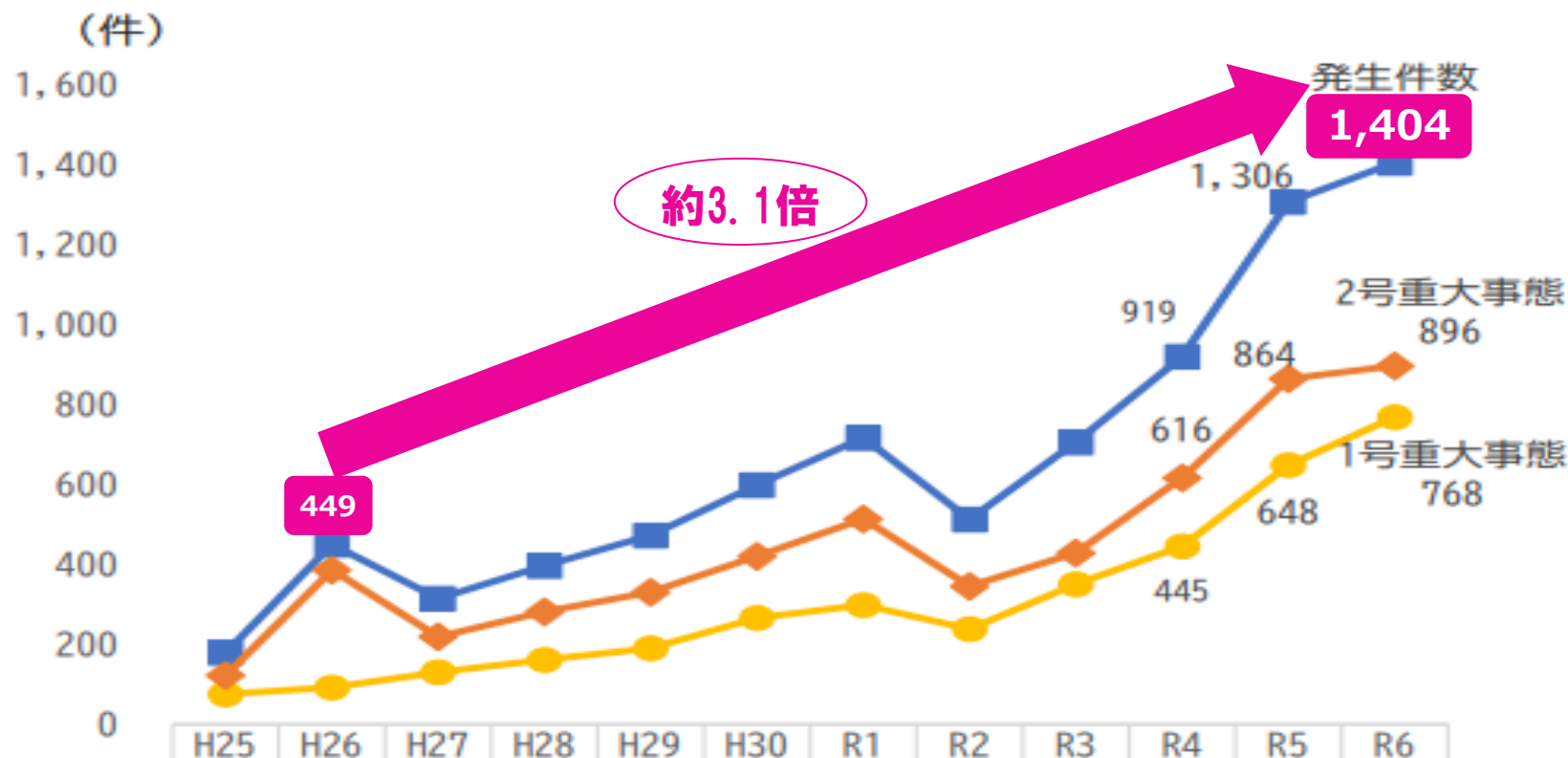
いじめの様態別経年変化



いじめの重大事態の発生件数は過去最多の約1,400件。 10年前と比べて約3.1倍に増加。

いじめの重大事態について

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数の推移



※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したものを。

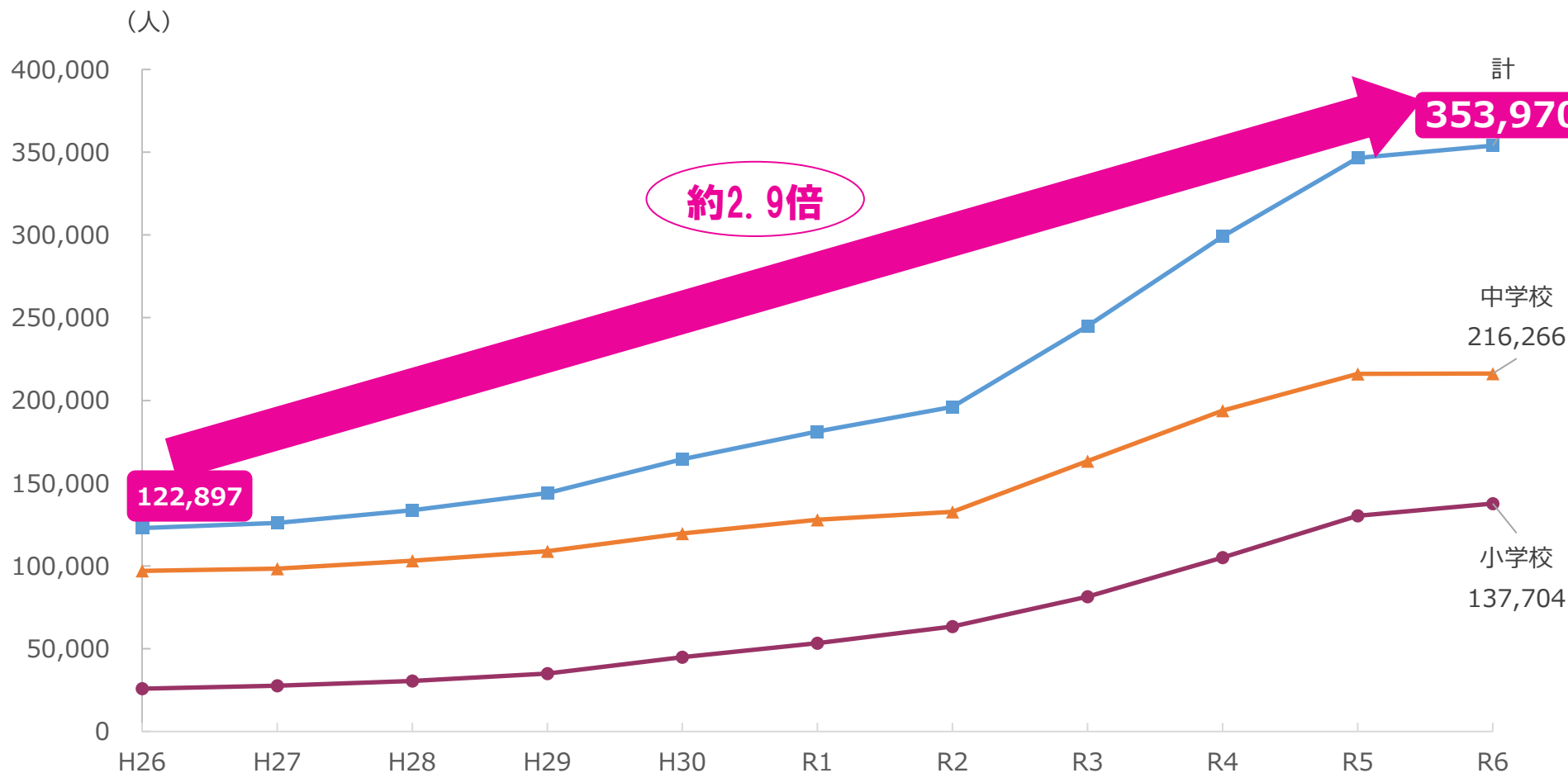
※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、
第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
である。

小・中学校の不登校児童生徒数は過去最多の約35万4千人。 10年前と比べて約2.9倍に増加。

小・中学校における不登校の状況について

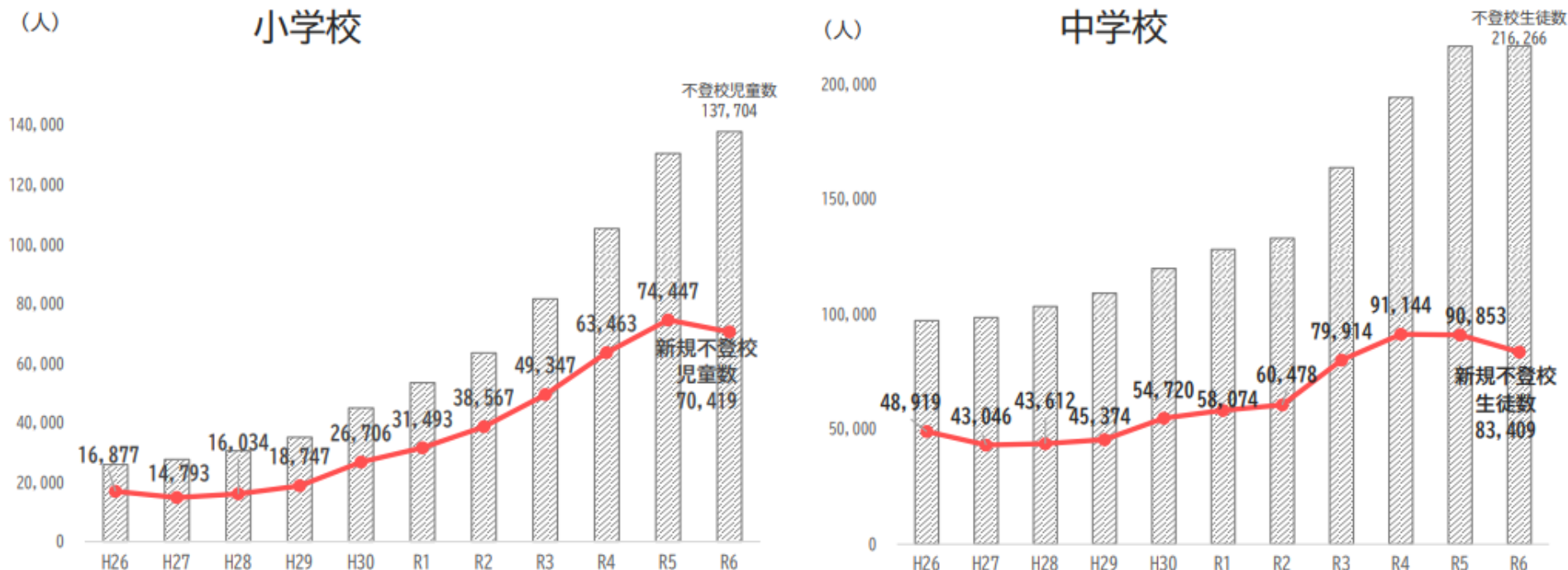
不登校児童生徒数の推移



小・中学校における不登校の状況について

- 不登校児童生徒数のうち、新規不登校児童生徒数は、小学校で70,419人(前年度74,447人)、中学校で83,409人(前年度90,853人)であり、小・中学校ともに前年度から減少した。
- 小・中学校合計の新規不登校児童生徒数は153,828人(前年度165,300人)であり、9年ぶりに減少した。

新規不登校児童生徒数の推移



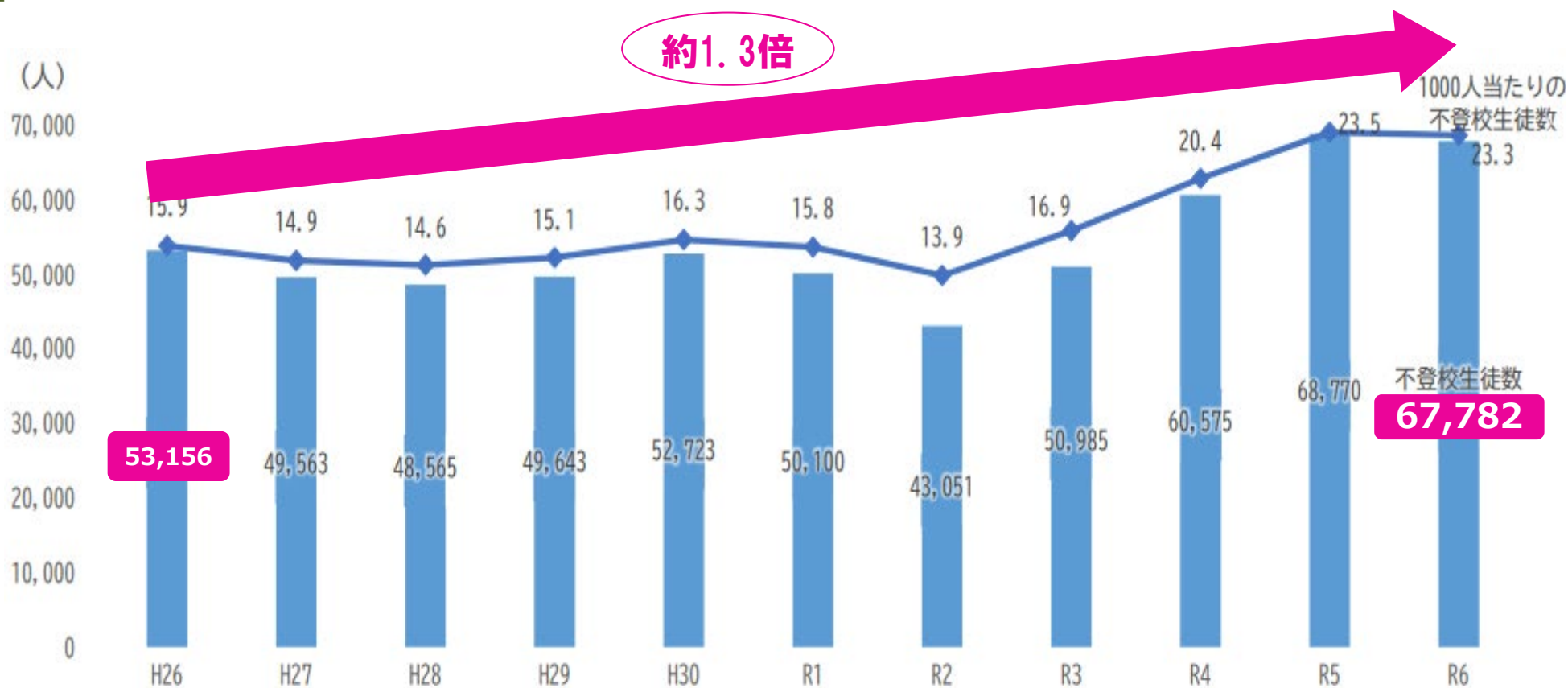
年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	不登校児童数	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370	137,704
	うち、新規不登校児童数	16,877	14,793	16,034	18,747	26,706	31,493	38,567	49,347	63,463	74,447	70,419
中学校	不登校生徒数	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112	216,266
	うち、新規不登校生徒数	48,919	43,046	43,612	45,374	54,720	58,074	60,478	79,914	91,144	90,853	83,409
合計	不登校児童生徒数	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482	353,970
	うち、新規不登校児童生徒数	65,796	57,839	59,646	64,121	81,426	89,567	99,045	129,261	154,607	165,300	153,828

※新規不登校児童生徒とは、前回調査では不登校に計上されていなかった者。

高等学校の不登校生徒数は約6万8千人と前年度より減少。 10年前と比べて約1.3倍に増加。

高等学校における不登校の状況について

不登校生徒数の推移



高等学校の中途退学者数は約4万5千人と前年度より減少。 10年前と比較しても約0.9倍に減少。

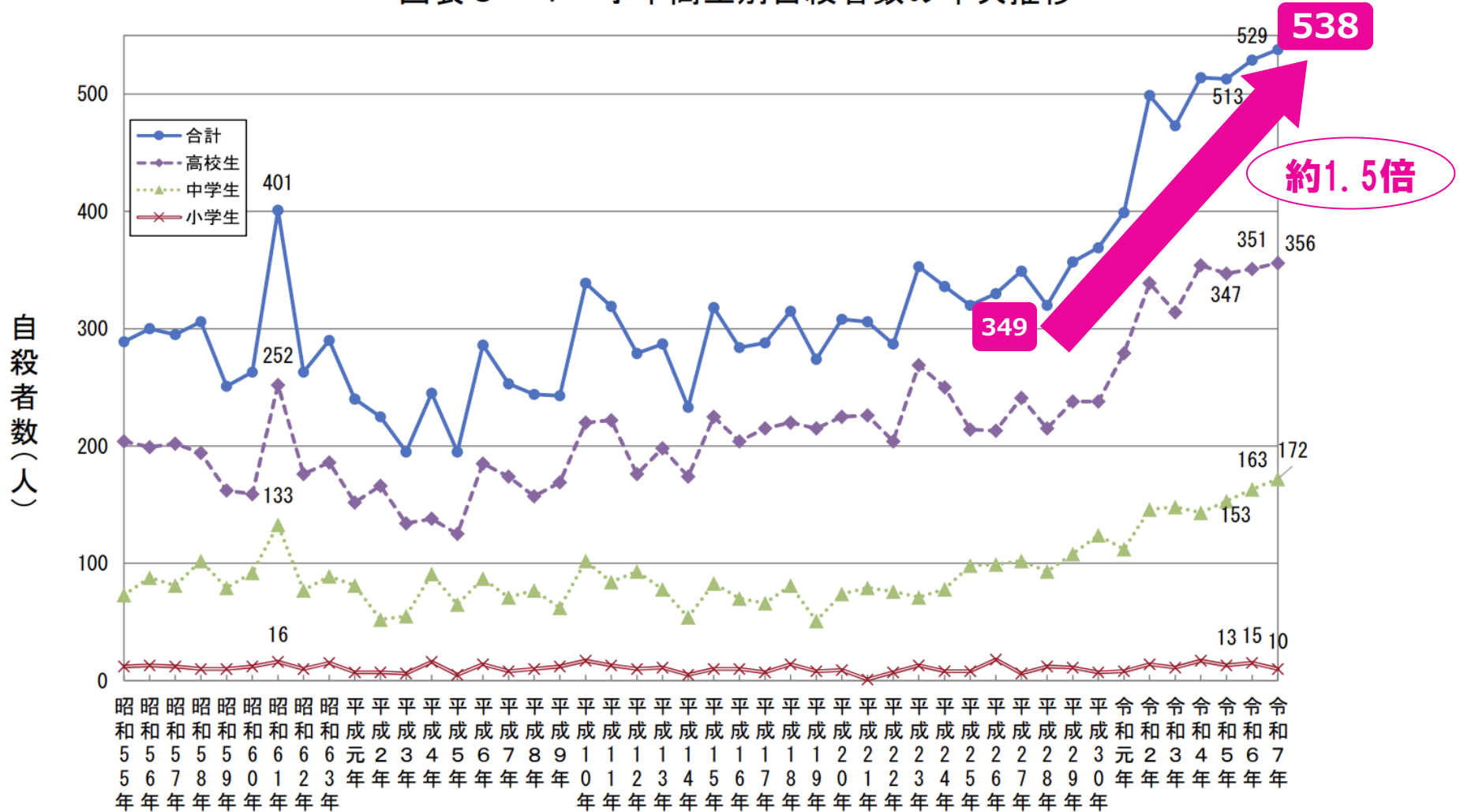
高等学校における中途退学の状況について

中途退学者数及び中途退学率の推移



自殺した小・中・高校の児童生徒数は538人。 10年前と比べて約1.5倍に増加。

図表3-1 小中高生別自殺者数の年次推移



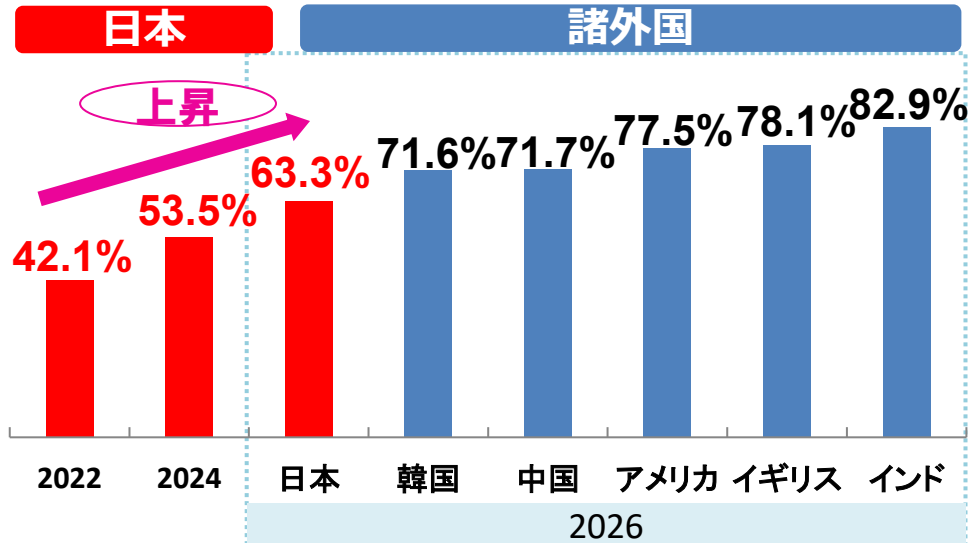
【出典】厚生労働省「令和7年中における自殺の状況」（令和8年3月27日）p. 14-15より作成

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

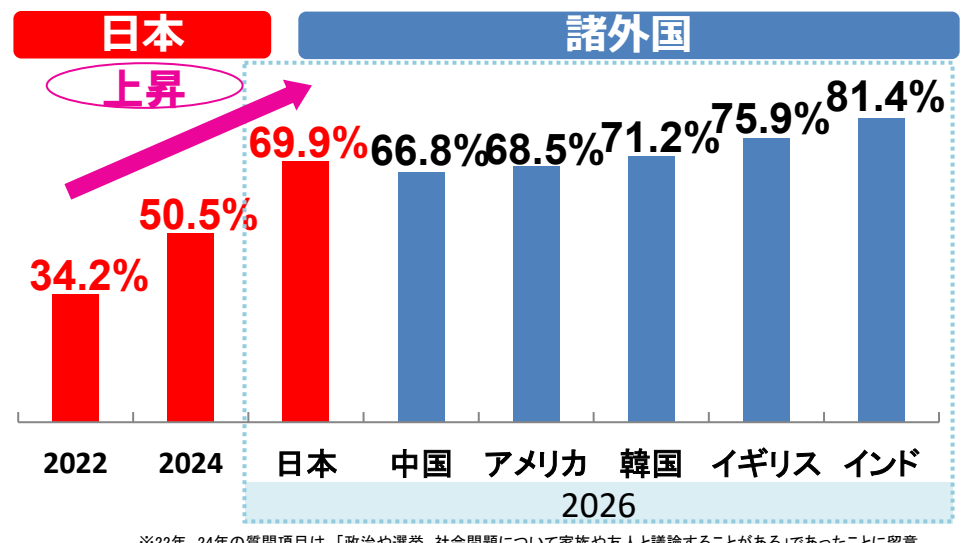
18歳の当事者意識は改善傾向だが、低水準

【出典】日本財団
「18歳意識調査」

①政治や選挙、社会問題について、自分の考えを持っている

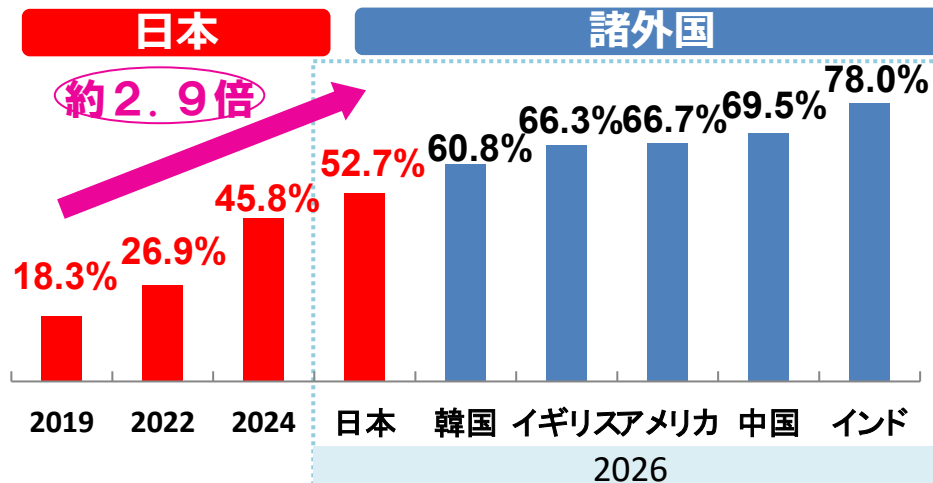


②政治や選挙、社会問題について家族や友人と議論することは大切だと思う

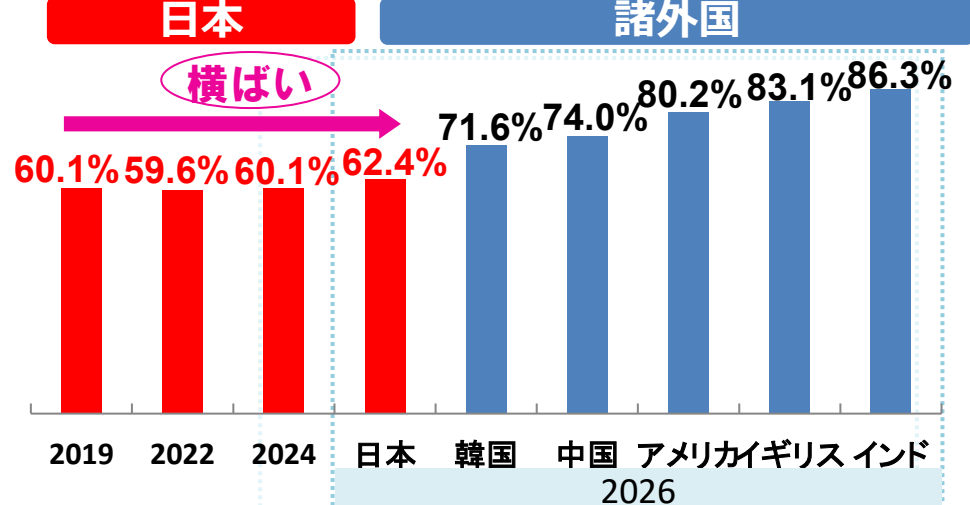


※22年、24年の質問項目は、「政治や選挙、社会問題について家族や友人と議論することがある」であったことに留意

③わたしの行動で国や社会を変えられると思う



④将来の夢を持っている

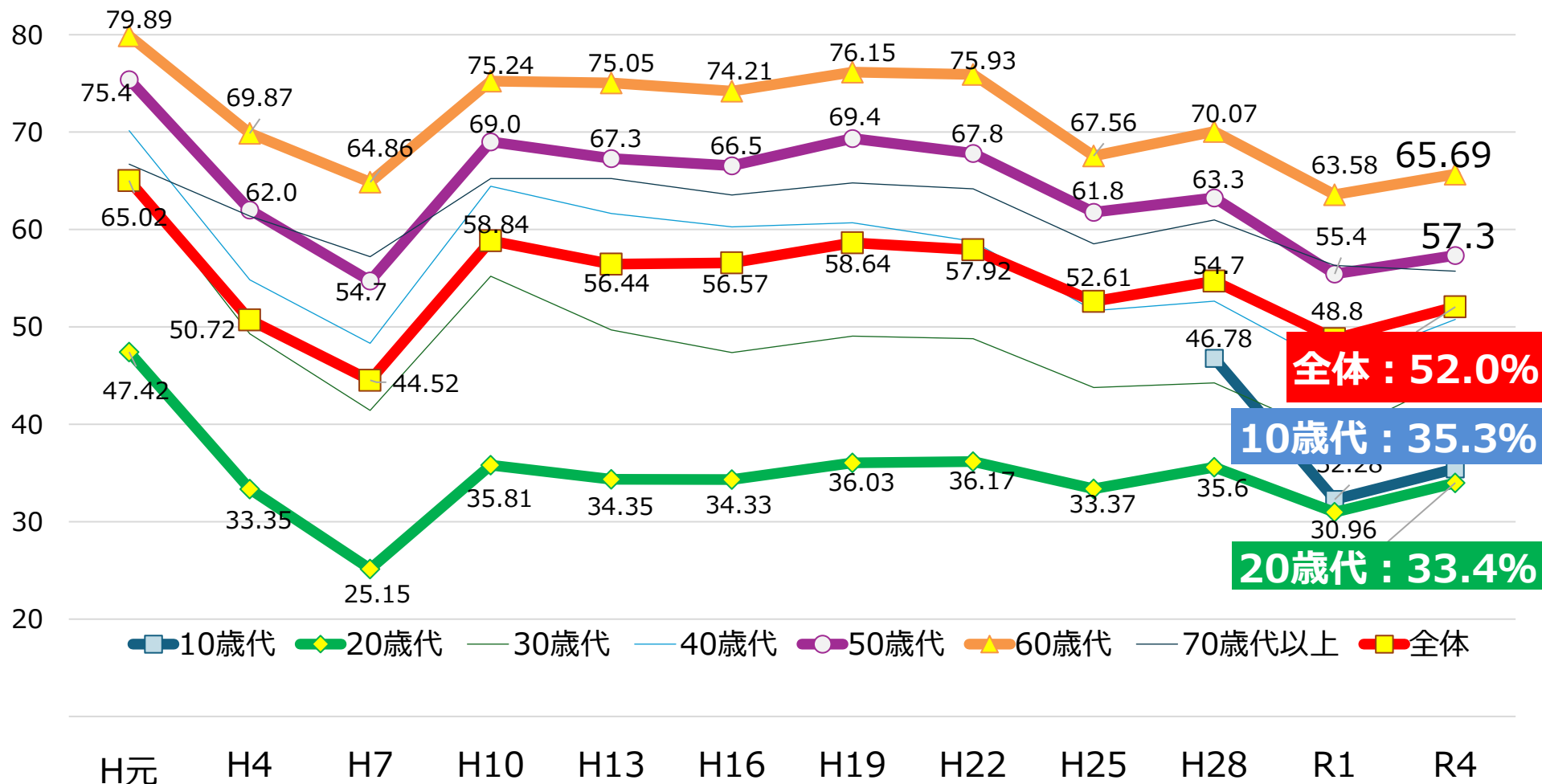


※19年の質問項目は「自分で国や社会を変えられると思う」、22年、24年の質問項目は「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」であったことに留意

若者の投票率

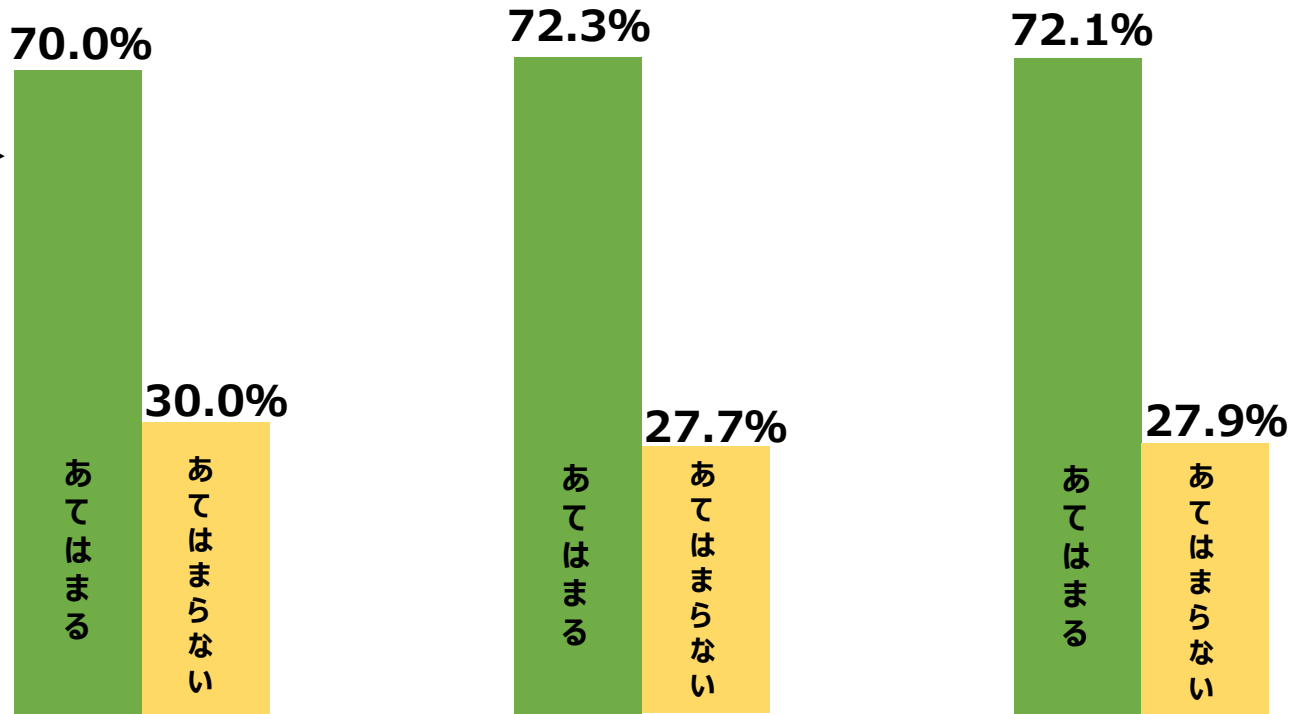
10代、20代は投票率は約3割。若者の投票率は低い。

参議院議員通常選挙における年代別投票率（抽出）の推移



家庭や学校、地域において「ルール決めに関わった経験がある」 場合、「普段から投票に行っている」と回答する割合が高い

「普段から選挙に行っている
(投票している)」への回答



子どもの頃、お小遣いの金額や家事の分担など、家庭のルール決めに関わったことがある。

子どもの頃、生徒会活動や校則の見直しなど、学校のルール決めに関わったことがある。

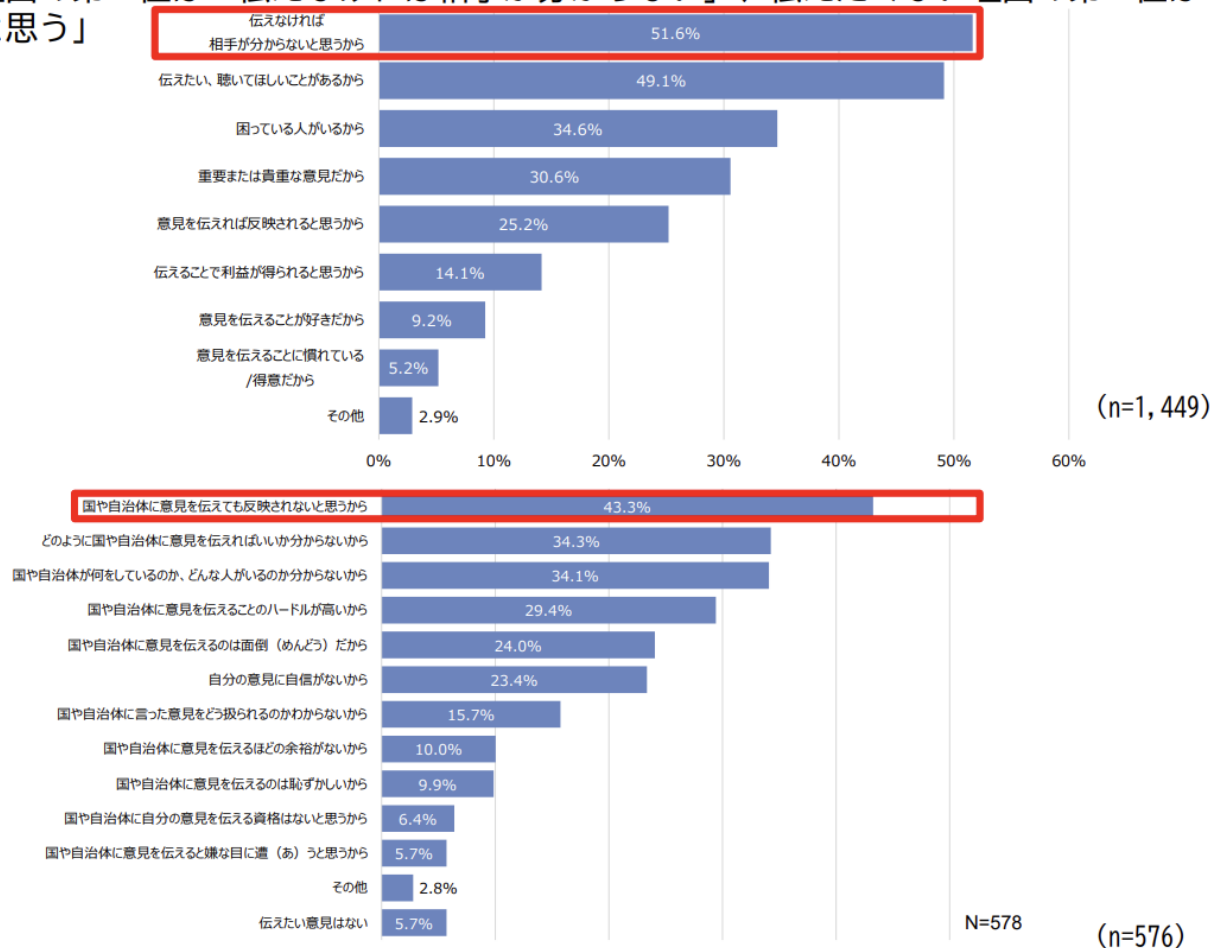
ゴミ出しの場所や見回り当番など、地域のルール決めに関わったことがある。

こども・若者は国や自治体に意見を「伝えなければ相手が分からないと思う」「意見を伝えても反映されないと思う」と感じている割合が高い

「こども・若者の意見」のまとめ：Webアンケート

国や自治体に意見を伝えたい理由伝えたいと思わない理由

- 伝えたい理由の第一位は「伝えなければ相手が分からない」、伝えたくない理由の第一位は「伝えても反映されないと思う」



道徳科におけるAIの活用事例①

中学校2年生

※【協力】埼玉県幸手市立幸手中学校（文部科学省リーディングDXスクール生成AIパイロット校）

展開

その他
(AI)

【**主題名**】希望をもち続け、困難を乗り越えて進む力 【**内容項目**】希望と勇気、克己と強い意志

【**教材名**】鳩が飛び立つ日ー石井筆子ー（「私たちの道徳」文部科学省）

【**ねらい**】石井筆子の生き方を考える学習を通して希望を持ち続け、勇気を出して困難に立ち向かう価値を深く理解するとともに、高い目標を持ち、それに向けて努力を惜しまない態度を育てる。

展開の場面で**生成AIを活用し、自らの考えを多面的・多角的に考察してからグループでの議論**ができるように工夫し、努力を続けることの大切さを深く考えることができるよう、主体としての自己をより深く見つめることができるようにした。

※生成AIは、生徒が自己の考えをしっかりとった上で活用するという事に留意が必要。

導入

- 教材の時代背景や筆子、亮一の人物像を知る。



明治時代初期の社会背景等を解説し、登場人物の状況をつかむことができるようにする。

展開

- 「鳩が飛び立つ日」を読んで考える。
【発問】
筆子の姿から、どんな気持ちや行動が私たちにとって大切だと思うか。
- 自己の考えをもつ→生成AIを活用し考察（筆子の生き方を通して考えた「希望」、「勇気」、「困難を乗り越える」などの自己の道徳的価値観を単語で入力し、生成AIの回答とを比較検討。）
- グループ協議



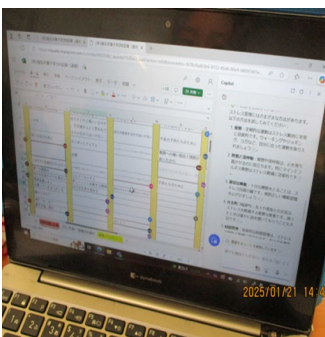
生成AIを活用することによって、自己の感じ方、考え方をより確かなものにしてグループ協議に臨む姿が見られた一方、生成AIを活用する際、自己の考えをしっかりとっていない場合に、生成AIの肯定的な意見を自己の考えと思い込んでしまう懸念があるため、指導に留意が必要。

終末

- 筆子の生き方や友達との議論を通して感じたこと、考えたことなどから自己を振り返る。



端末を活用することにより、自己の生き方についてまとめたことをいつでも振り返られるようにする。



道徳科におけるAIの活用事例②

中学校3年生

※【協力】新潟市立小新中学校（文部科学省リーディングDXスクール生成AIパイロット校）

展開

その他
(AI)

【主題名】真理を探究する心 **【内容項目】**真理の探究、創造
【教材名】鉄腕アトムをつくりたい--人工知能研究は人間探究（「中学道徳3 きみがいちばんひかるとき」光村図書）
【ねらい】人工知能研究にける筆者の経験や思いをつづった文章を通して、真理を探究する心について考えさせ、真理や真実を求め好奇心をもって探究し続ける心情を育てる。

教師が授業準備として、**生成AIを使って発問に対する回答例を10種類作成**する。また、展開の場面では、**生徒がその10種類の回答例を自分の考えと照らし合わせながら四象限で配置し、それを基に話し合う中で人間としての生き方についての考えを深める**ことができるようにした。

※生成AIは、生徒が自己の考えをしっかりとった上で活用するということに留意が必要。

導入

- 「人工知能」開発の現状を知る。
- 「人工知能」について意見交換をする。

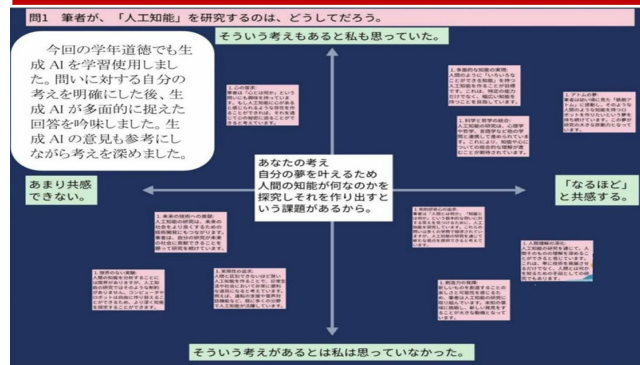
→問題意識を持つ
 ニュース等の映像で「人工知能」開発の現状を確認した上で意見交換を行い、問題意識をもつ。

展開

- 「鉄腕アトムをつくりたい」を読んで考える。
【発問】
 筆者が「人工知能」を研究するのは、どうしてだろう。

- 端末の思考ツールに入力→話し合い

自分なりの考えをまとめた後、生成AIが作成した10個の回答例を自分の考えと照らし合わせながら、端末の四象限に書き込む。



横軸：共感するかしないか
縦軸：そういう考えもあると思って いたか思っていなかったか

終末

- 「知的好奇心」や「知的欲求」とはどんな心か、真理を探究、創造し続けるためにどんな思いを大切にしたいか自身の考えをまとめる。

松原さんの生き方や友達との議論を通して感じたこと、考えたことなどから自己を振り返る。